

月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

令和8年3月27日

内閣府

<日本経済の基調判断>

<現状> 【表現変更】

景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。

(先月の判断) 景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。

<先行き>

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。

<政策の基本的態度>

政府は、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築する。

今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（11月21日閣議決定）及びその裏付けとなる令和7年度補正予算を速やかに執行するとともに、令和8年度予算及び関連法案の早期成立に努める。

今般の中東情勢に対しては、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置を実施するとともに、我が国の石油備蓄を活用する方針の下、備蓄放出を行うことを決定した。

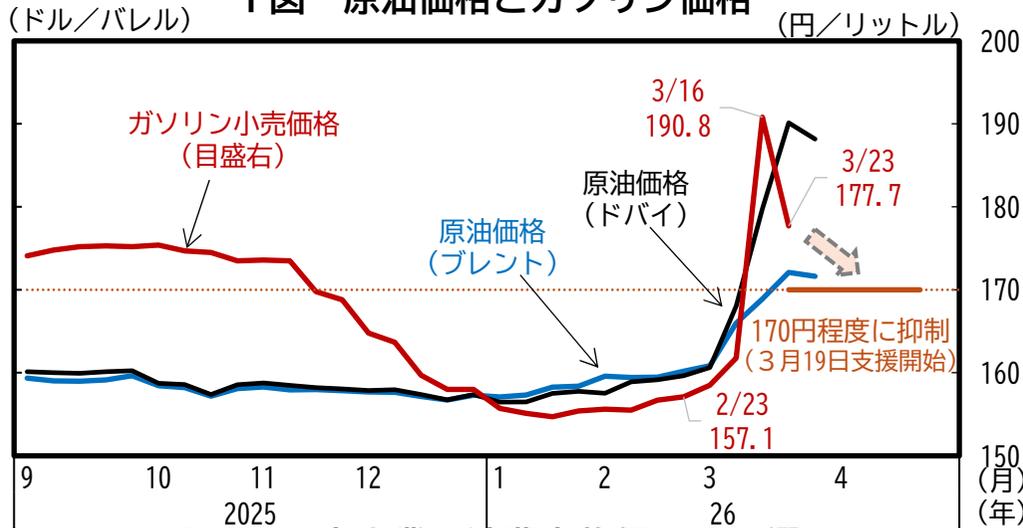
政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

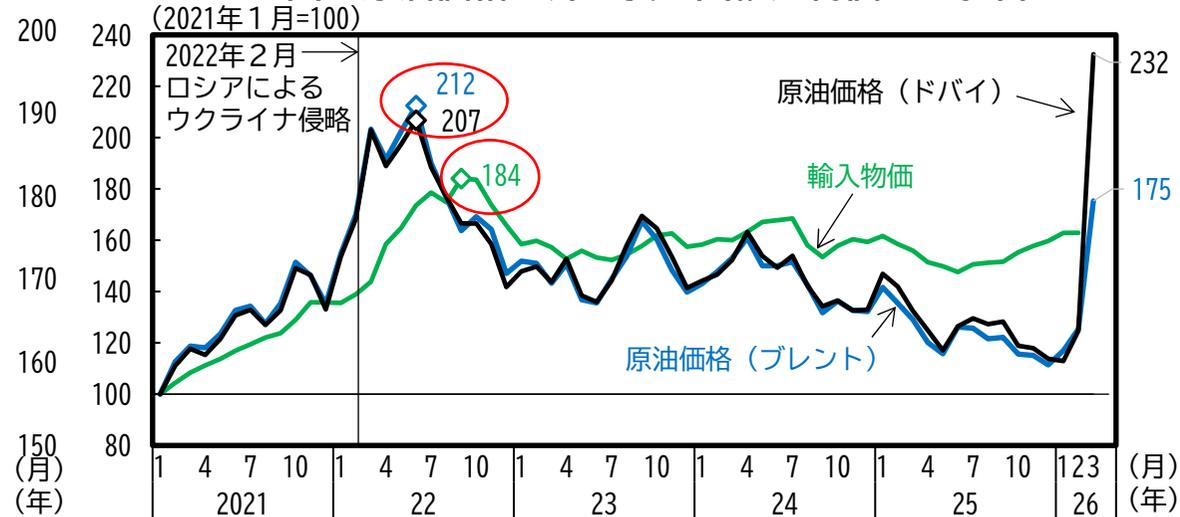
今月のポイント 中東情勢による物価・経済への影響①

- ◆ 原油価格（ドバイ）は2月に比べて約2倍に上昇。それを受け、国内ガソリン価格も約2割上昇したが、激変緩和措置により、足下170円程度で推移（1図）。国際資源価格の上昇は輸入物価を押し上げ（2022年時）（2図）。
- ◆ 2022年のウクライナ侵略後の輸入物価の上昇は、企業間の取引価格を押し上げ、消費者物価に転嫁された（3図）。一方、2024年以降、高水準の賃上げが実現。本年の春闘においても、こうした好調な賃上げモメンタムの継続が期待されており、今後の賃上げ等の動向を注視する必要（4図）。

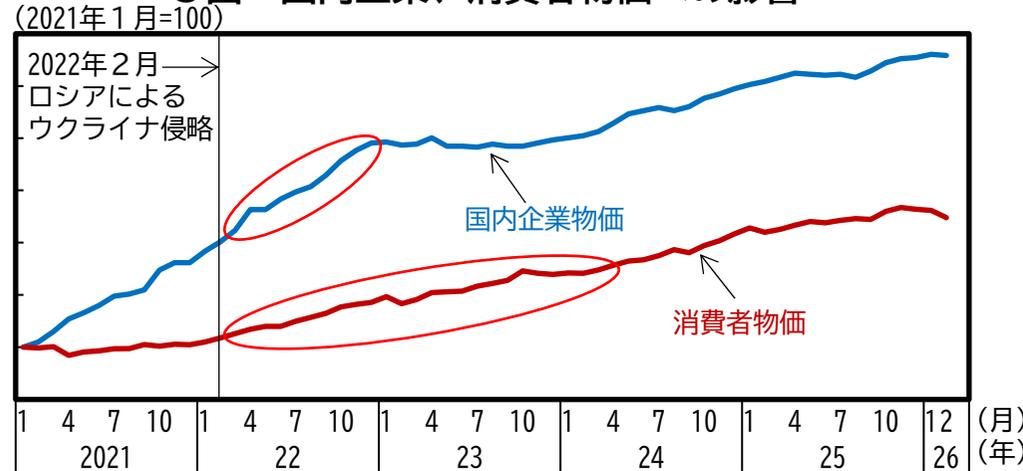
1図 原油価格とガソリン価格



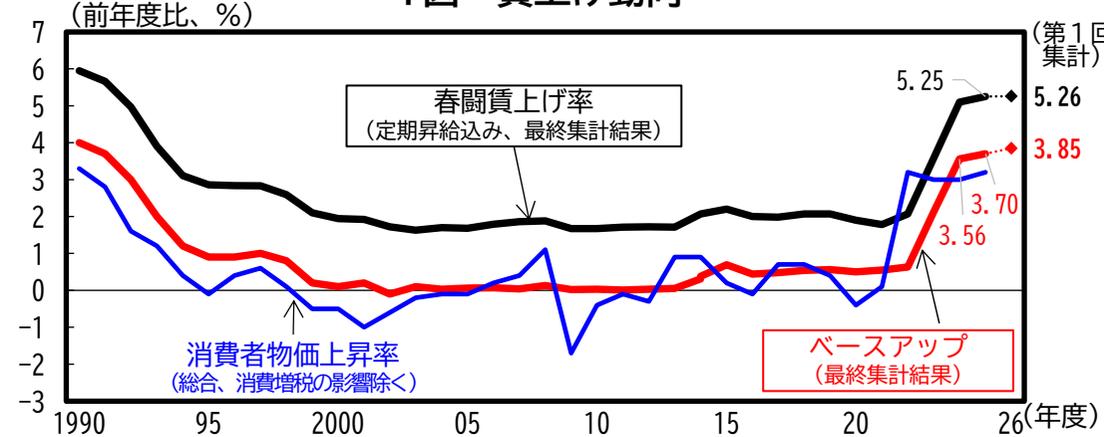
2図 原油価格上昇と我が国輸入物価への影響



3図 国内企業、消費者物価への影響



4図 賃上げ動向

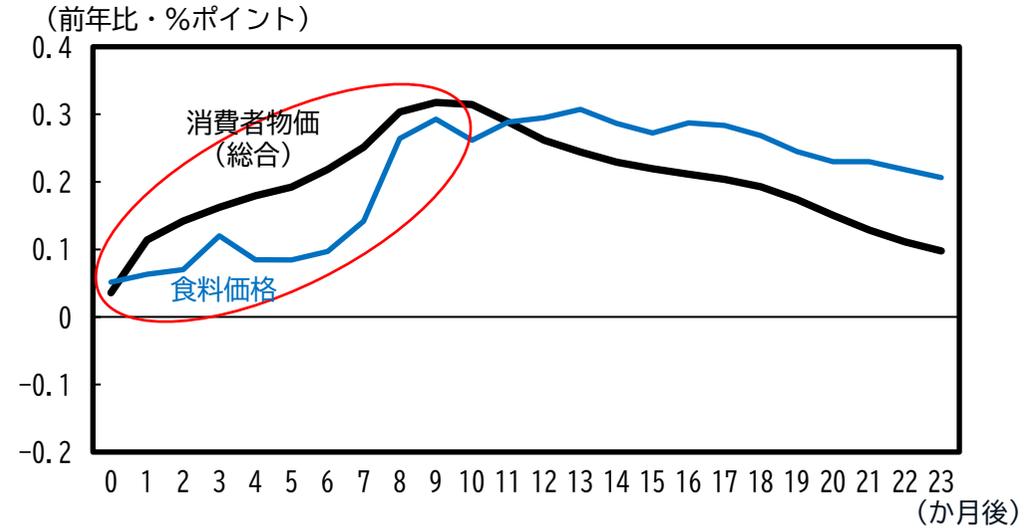
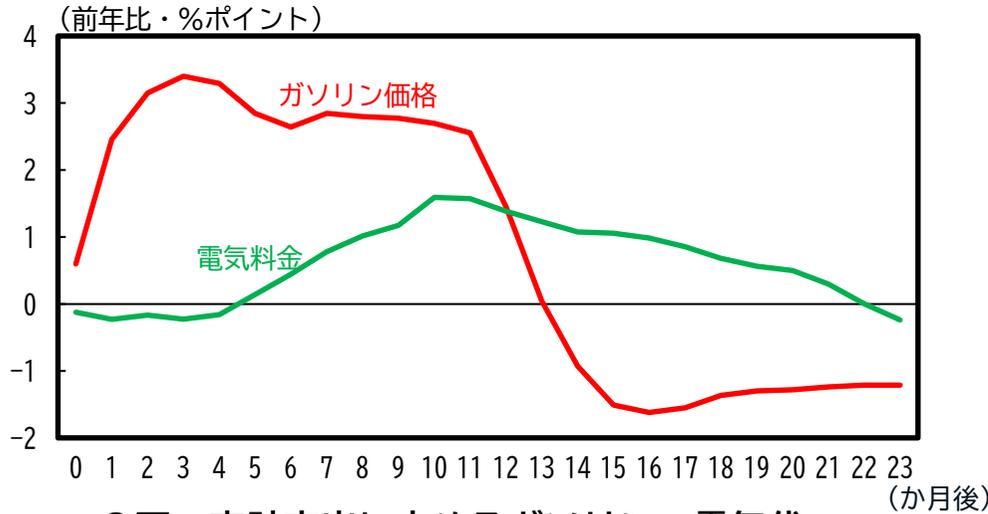


(備考) 1. 1図は、資源エネルギー庁「石油製品価格調査」、日経NEEDS、Bloombergにより作成。原油価格は週次の平均価格。
 2. 2図は、日本銀行「企業物価指数」、日経NEEDS、Bloombergにより作成。輸入物価は円ベースで、26年3月は、3月26日までの平均価格。
 3. 3図は、総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」により作成。消費者物価は、総合(固定基準)の原数値。国内企業物価は、総平均(夏季電力料金調整後)の値。
 4. 4図は、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。最新値は本年第1回集計。ベースアップ率の値は2013年度までは賃金事情等総合調査、2014年度以降は春季生活闘争回答集計結果による。2025年の消費者物価上昇率は暦年値。

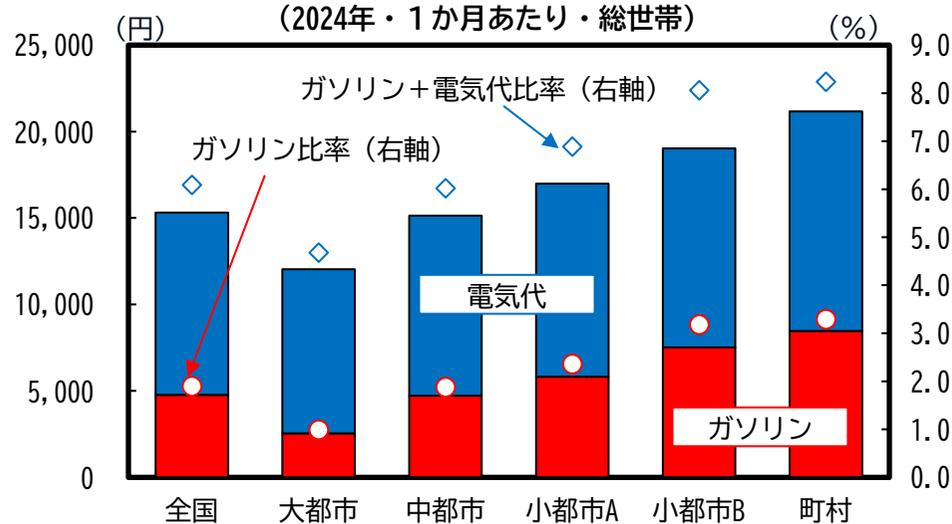
今月の指標（1） 中東情勢による物価・経済への影響②

- ◆ 統計的な試算を行うと、原油国際価格が10%押し上げられ、その影響が持続した場合、1年程度かけて食料価格など消費者物価全体を最大で前年比0.3%ポイント程度押し上げる関係となる（1図）。
- ◆ また、地方ほどエネルギー価格上昇による負担が大きくなる点（2図）や、直近では、先行きに関する消費者の景況感が悪化している点にも留意する必要がある（3図）。

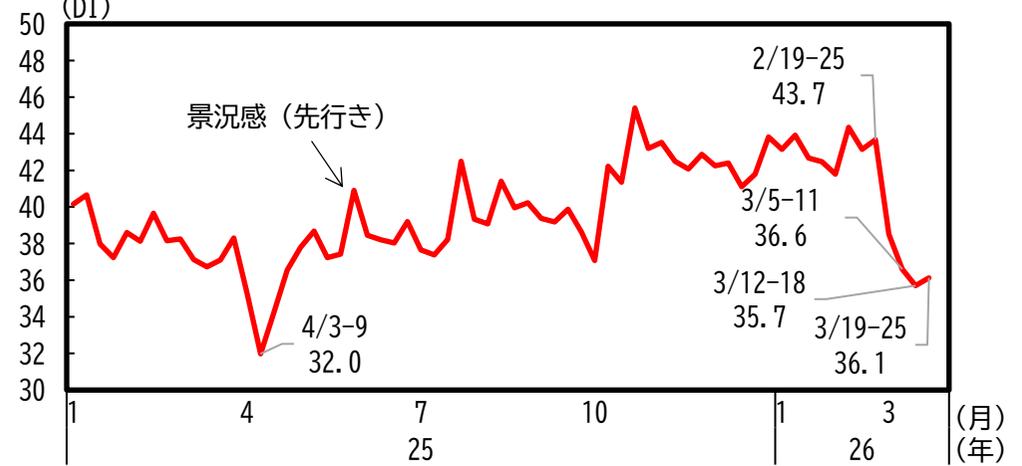
1図 原油価格上昇の各種物価への影響試算（原油価格10%上昇のインパクト）



2図 家計支出に占めるガソリン・電気代



3図 消費者マインド (マクロミル週次調査)

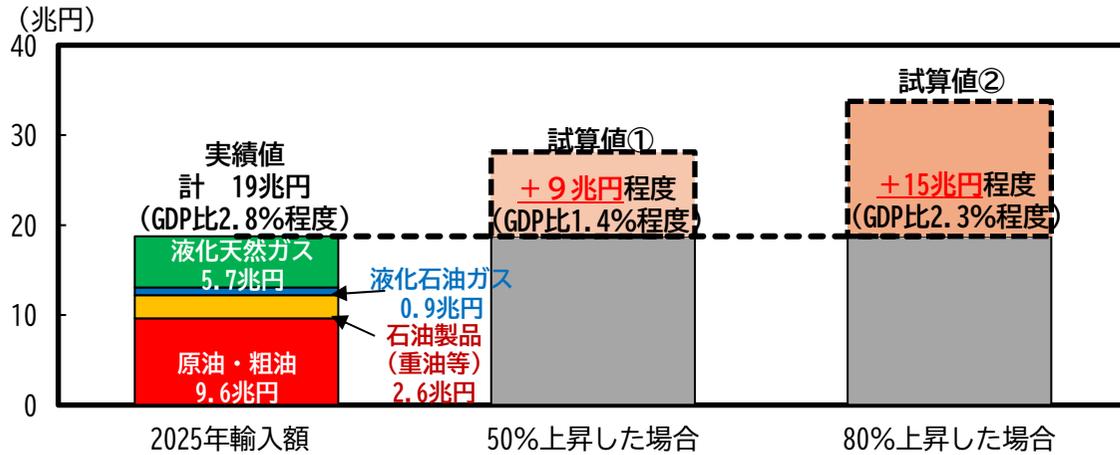


(備考) 1. 1図は、VARモデルを用いた原油価格(WTI先物)変動のインパルス反応試算(推計期間:2002~2025年。並木・岸川・直野・武藤(2026)による)。
 2. 2図は、総務省「全国家計構造調査」により作成。2024年10月・11月の平均。大都市は政令指定都市と都区部、中都市は政令指定都市以外の人口15万人以上の市、小都市Aは人口5~15万人未満の市、小都市Bは人口5万人未満の市を指す。 3. 3図は、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。「景況感(先行き)」は、2~3カ月後の景況感や消費予想について5段階(100/75/50/25/0)で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

今月の指標（2） 中東情勢による物価・経済への影響③

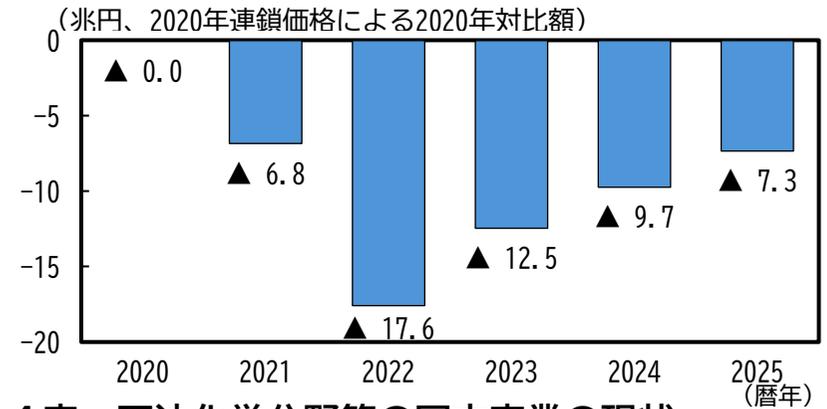
- ◆ 2025年の原油や天然ガス等の輸入額は19兆円（名目GDP比約3%に相当）。輸入資源価格が上昇すると、必要輸入量が確保できたとしても、日本経済にとって数兆円のコスト増となる（1図）。実際、2022年の交易損失は大きく悪化し、所得の海外流出によって国民所得は押し下げられた（2図）。
- ◆ 2025年の名目GDPは4.7%の拡大となったが、今後の輸入資源価格の動向が経済に与える影響を注視する必要（3表）。また、中東情勢を受け、石油化学分野等においては、製品在庫を活用しつつ、調達の多角化を進めているが、一部における減産の動きなどに注視が必要である（4表）。

1図 輸入資源価格上昇による日本経済のコスト増



2図 近年の交易損失

(輸入価格が輸出価格比で上昇することによる国民所得押下げ)



3表 2025年の成長率（寄与度）

(前年比、%、%ポイント)

	実質	名目
GDP成長率（暦年）	1.2	4.7
個人消費	0.8	2.4
民間住宅	▲ 0.1	0.0
民間企業設備	0.4	0.9
在庫投資	0.2	0.2
政府消費	0.2	0.6
公的資本形成	▲ 0.0	0.2
輸出	0.6	0.7
輸入（控除項目）	▲ 0.9	▲ 0.4
最終需要	0.9	4.4

4表 石油化学分野等の国内産業の現状

分野	状況
ナフサ・エチレン	国内ナフサ消費量のうち4割を中東から輸入しているが、ポリエチレン等の川下の製品在庫の活用や、中東以外からの代替調達の確保、国内での精製により、化学品全体の国内需要の約4か月分を確保見込み。
メタノール	一部の国内企業では、サウジアラビア製メタノールの調達に代えて、北米などからの代替調達を進めており、南米等から追加調達を進めている。
アクリル樹脂	シンガポールなど一部のアクリル樹脂製造企業において生産調整が入り、一部の国内企業の生産に影響する可能性。
ヘリウム	国内ヘリウム消費量の約4割を中東、約6割を米国から輸入。民間在庫（2か月分程度）の活用により少なくとも5月上旬までは供給が可能。加えて、米国からの代替調達などにより従来の中東からの輸入量と同等程度が確保できる見込み。
尿素	肥料原料の一部である。本年の春作業で使用する肥料は概ね調達済みで、主産地域である中東地域からの輸入割合も低いいため影響は小さい。国際価格が上昇傾向にある中、今後の農業生産コストへの影響は注視する必要。

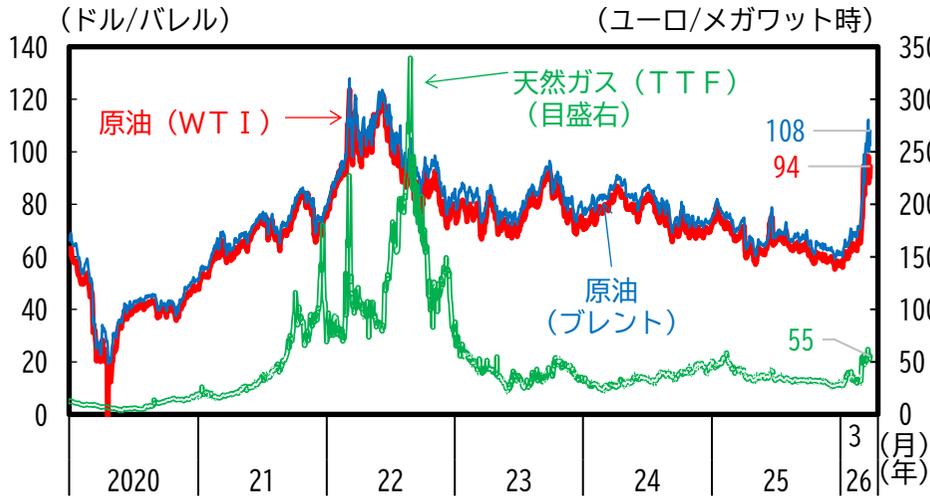
(備考) 1. 1図は、財務省「貿易統計」により作成。輸入数量が2025年と同じとした場合の輸入資源価格上昇の影響。2025年のドバイ原油価格（年平均）は69ドル。

2. 2図・3表は、内閣府「国民経済計算」により作成。3表の輸入の寄与度マイナスは、輸入の増加を表す。 3. 4表は、各種報道等により作成。

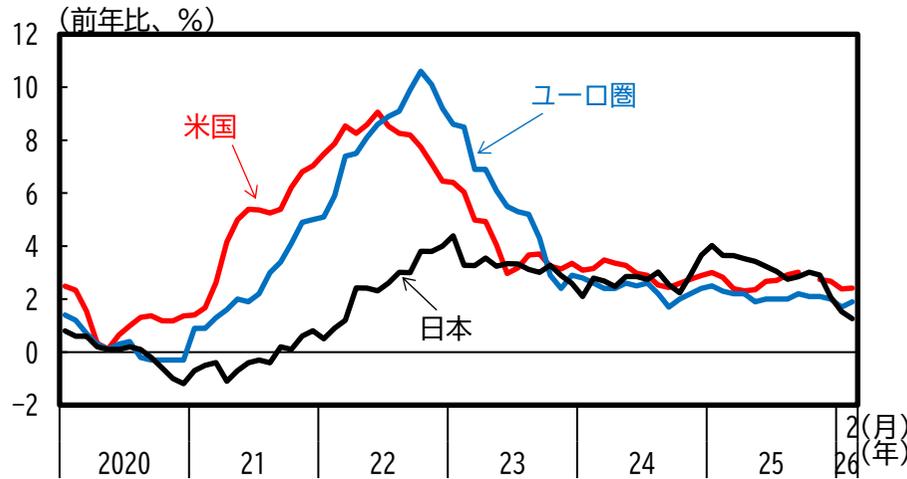
今月の指標（3） 中東情勢による物価・経済への影響④

- ◆ 最近の国際商品市況を受けて、今後、エネルギー価格の上昇が各国の消費者物価を押し上げる可能性（1、2図）。
- ◆ 米欧中銀が発表した最新の経済見通しでは、いずれも2026年の消費者物価上昇率の見通しを引上げ。ただし、現時点で中東情勢が経済に及ぼす影響は不透明であるとしており、世界経済の観点からも今後の動向を注視していく必要がある（3図）。

1図 国際商品市況



2図 日米欧の消費者物価（総合）

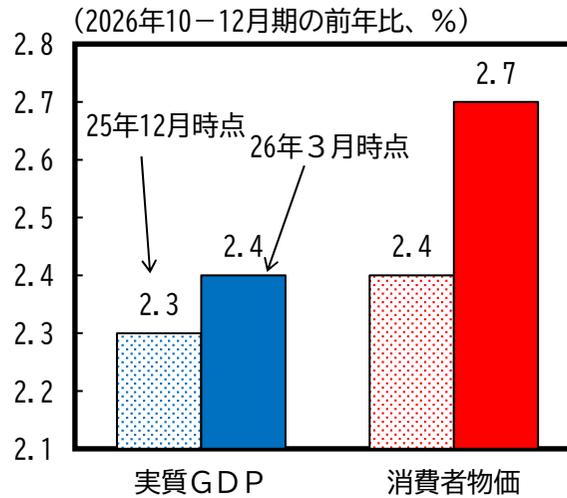


3図 米欧の中央銀行の見方

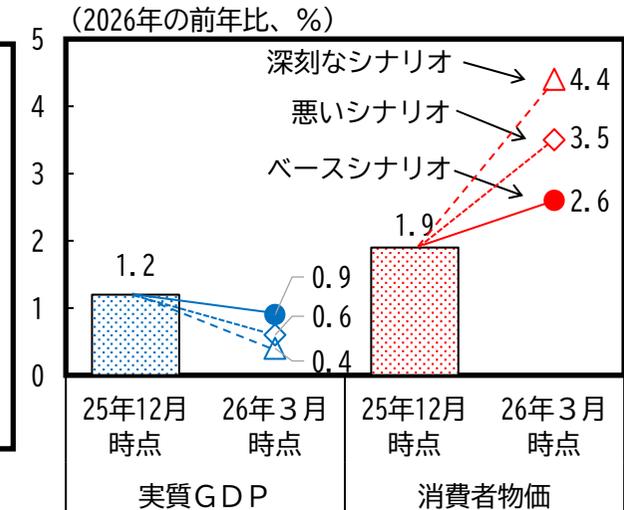
① 関連発言

パウエル議長発言 (FRB) (3月18日)	中東情勢が米国経済に及ぼす影響は不透明。短期的には、エネルギー価格の上昇がインフレ率を押し上げるだろうが、 <u>経済への潜在的な影響の範囲や持続期間を判断するには時期尚早。</u>
ラガルド総裁発言 (ECB) (3月19日)	<u>インフレの上方リスク、経済成長の下方リスクが生じている。</u> エネルギー価格の上昇を通じ、短期的に物価に重大な影響を及ぼす。中期的な影響は、紛争の規模や期間、エネルギー価格の上昇が物価や経済に与える影響の程度に依存する。

② FOMC参加者見通し（米国）



③ ECBスタッフ見通し（ユーロ圏）

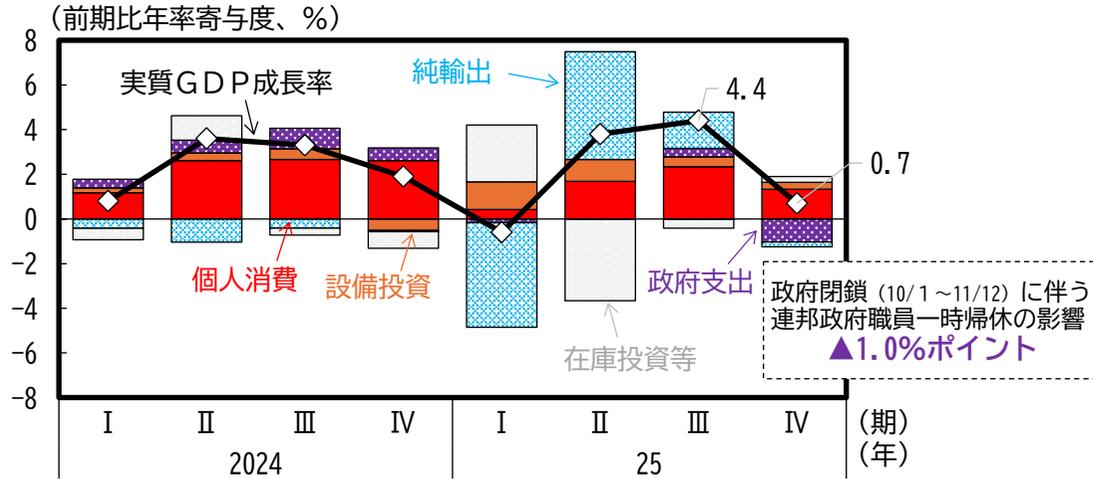


(備考) 1. 1図は、Bloombergにより作成。
 2. 2図は、米国労働省、ユーロスタット、総務省「消費者物価指数」により作成。米国の2025年10月値は政府閉鎖の影響で欠損。
 3. 3図は、FRB、ECBにより作成。②はFOMC参加者見通しの中央値。③の「ベースシナリオ」は、2026年4-6月期の原油価格(ブレント)が90ドル/バレル、天然ガス価格が50ユーロ/メガワット時まで上昇し、その後徐々に低下すると仮定。「悪いシナリオ」は、同期の原油価格が119ドル/バレル、天然ガス価格が87ユーロ/メガワット時まで上昇、「深刻なシナリオ」は、同期の原油価格が145ドル/バレル、天然ガス価格が106ユーロ/メガワット時まで上昇し、その後徐々に低下すると仮定。

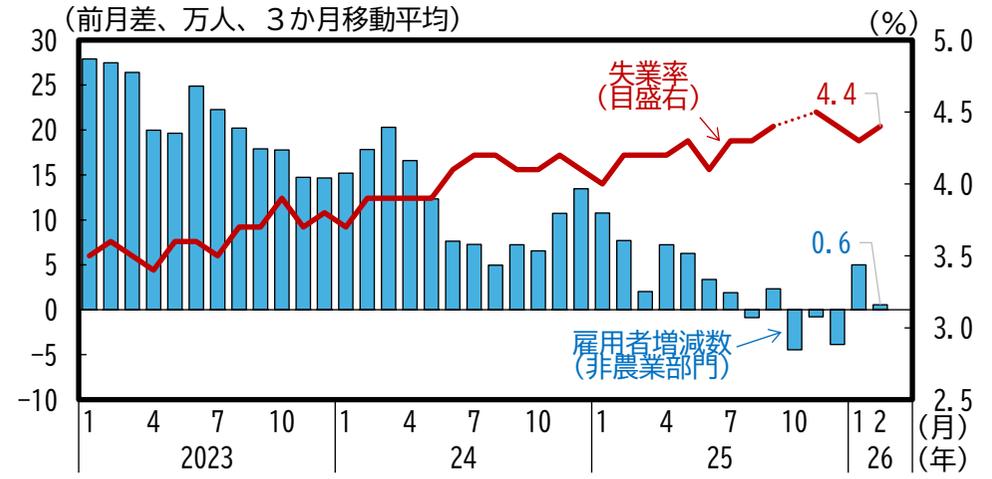
今月の指標（4） 米国経済の動向

- ◆ 米国では、景気の拡大基調は緩やかながら継続しているものの、個人消費の伸びが鈍化するなど一部に弱さがみられる（1図）。雇用者の増減数はゼロ近傍にあり、雇用情勢の下振れも懸念される（2図）。
- ◆ 中東情勢による影響でガソリン価格が上昇しており、低所得者層を中心に家計の負担を高めることを通じて、消費の増勢が今後更に鈍化する可能性にも留意が必要（3～5図）。

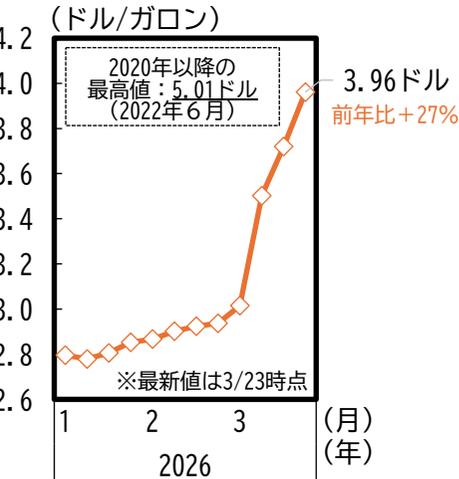
1図 実質GDP成長率



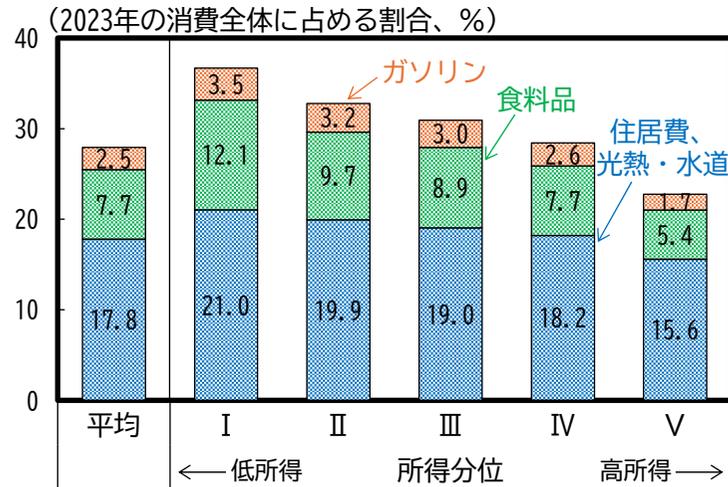
2図 雇用者数・失業率



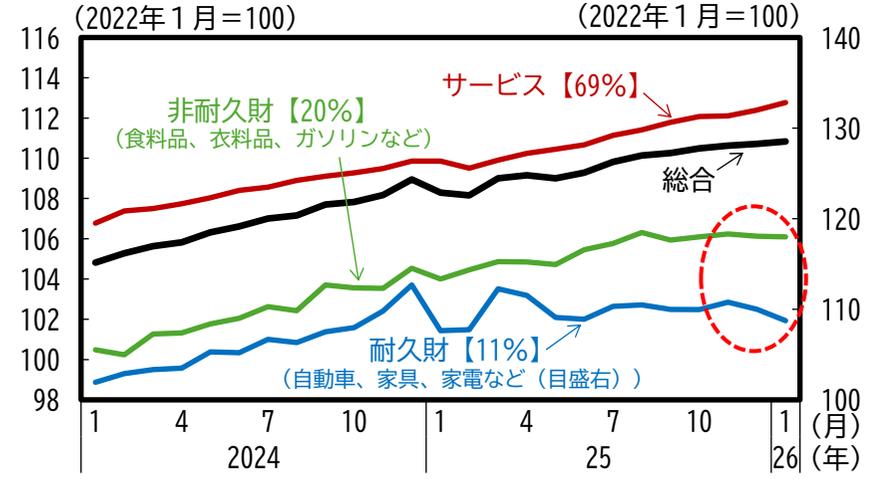
3図 ガソリン価格(週次)



4図 所得階層別に見た生活関連費の消費割合



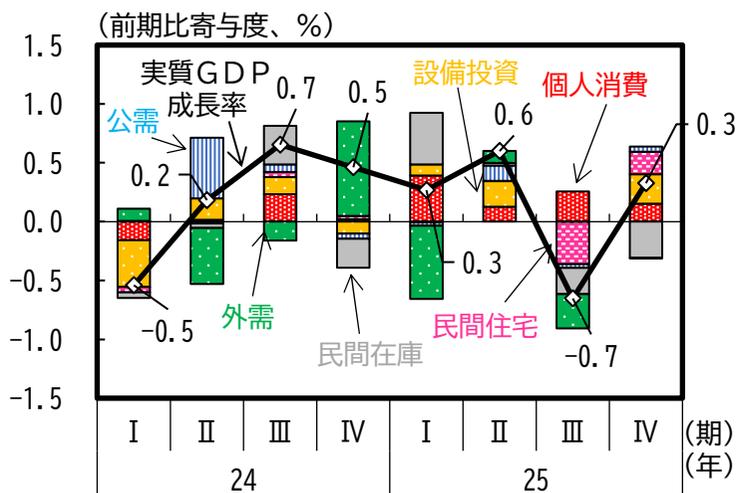
5図 個人消費



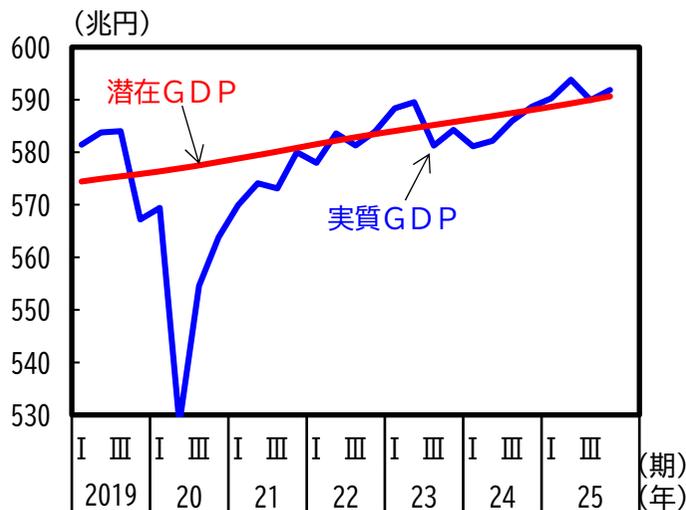
(備考) 1. 1、5図は、米国商務省により作成。実質、季節調整値。5図の【】内は、2025年の個人消費全体に占めるシェアを表している。
 2. 2図は、米国労働省により作成。失業率の2025年10月値は政府閉鎖の影響で欠損。3図は、米国エネルギー情報局により作成。4図は、米国商務省、米国労働省により作成。

参 考

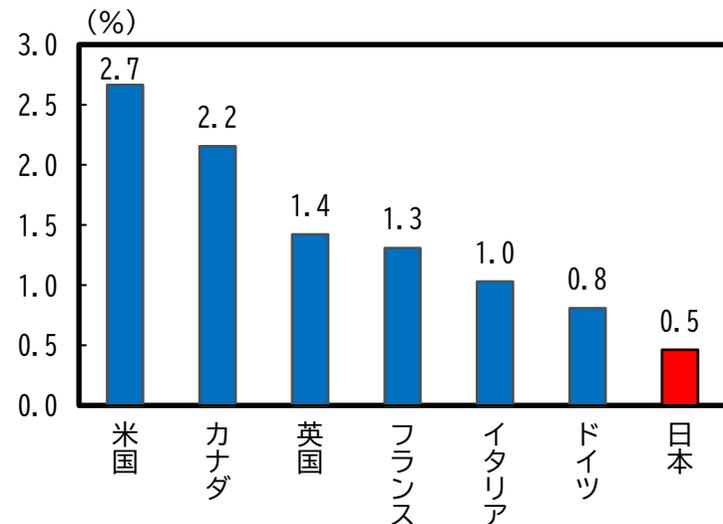
実質GDP成長率の寄与度分解



潜在GDPの推移



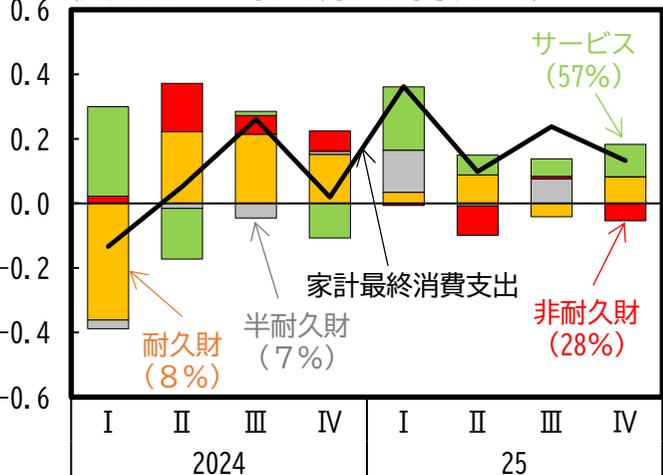
潜在成長率の国際比較



個人消費 ~持ち直しの動きがみられる~

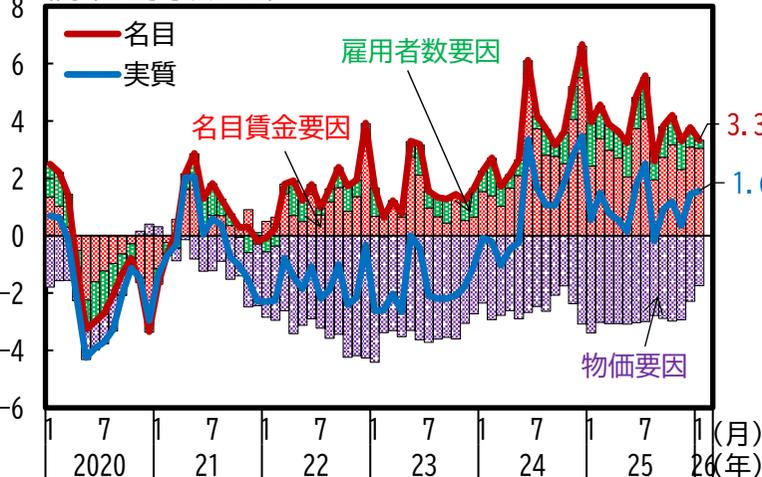
①個人消費の動向

(実質GDPに対する前期比寄与度、%)



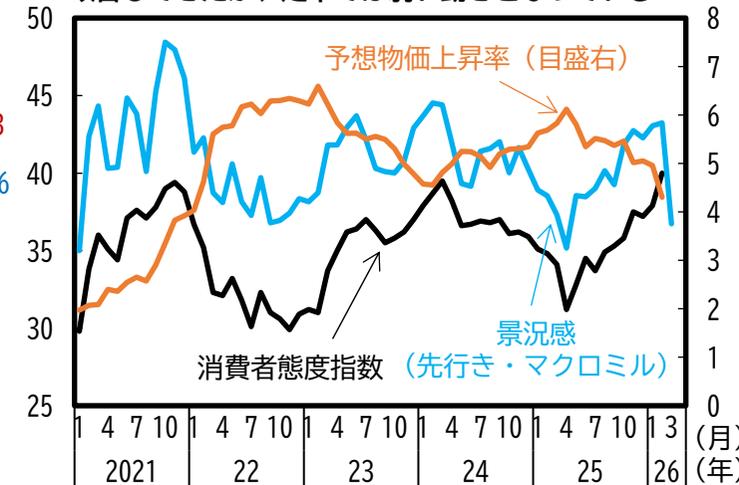
②総雇用者所得

(前年比寄与度、%)



③消費者態度指数と予想物価上昇率

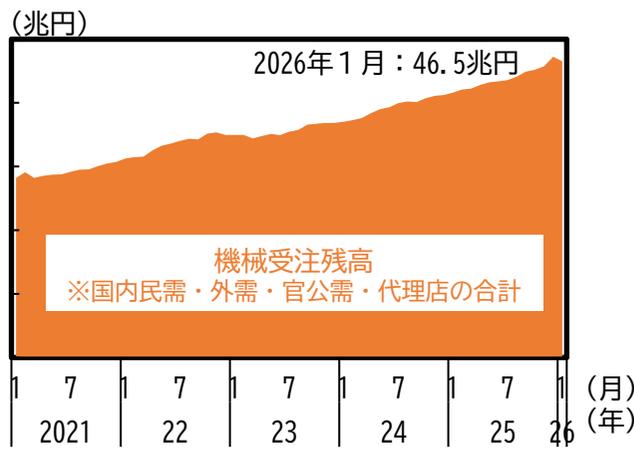
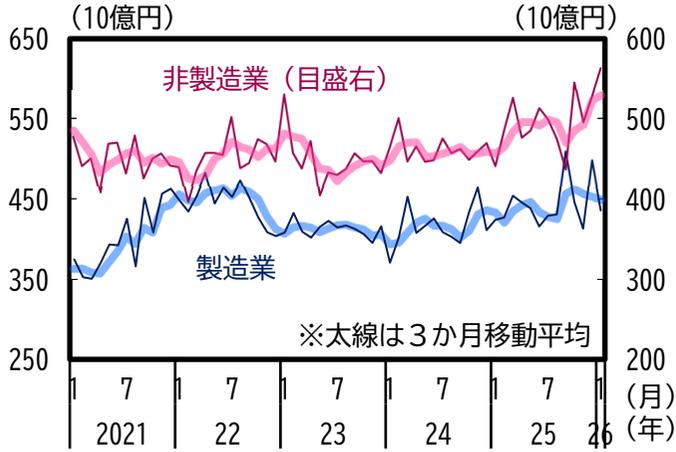
~改善してきたが、足下では弱い動きとなっている~ (%)



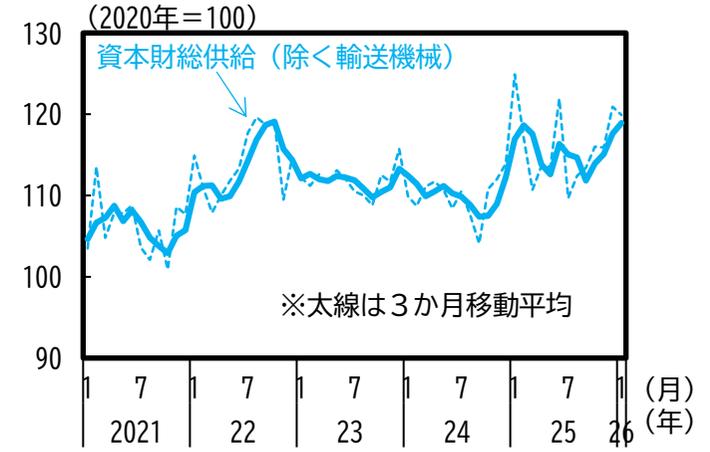
(備考) 内閣府「国民経済計算」、「総雇用者所得」、「消費動向調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」、米国議会予算局、OECD「Economic Outlook No. 118」により作成。実質GDP成長率は季節調整値。国際比較は、日本は2025年Q4の内閣府推計値、米国は米国議会予算局の2024暦年の推計値、その他の国はOECDの2024暦年の推計値。個人消費の財・サービス内訳は「国内家計最終消費支出（家計最終消費支出にインバウンドを加え、アウトバウンドを控除したもの）」の内訳のため、財・サービスの寄与度の合計と家計最終消費支出の寄与度は一致しない。()内は2025暦年の国内家計最終消費支出に占めるシェア(名目)。「総雇用者所得」は家計最終消費支出デフレーターとの総合ベースにより実質化。「マクロミル」は、20~74歳の男女1,000人(2021年11月までは20~69歳の男女1,000人)を対象にインターネット調査を実施し、集計したもの。「景況感(先行)」は2~3か月後の身の回りの景気について5段階(100/75/50/25/0)で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

設備投資 ～緩やかに持ち直している～

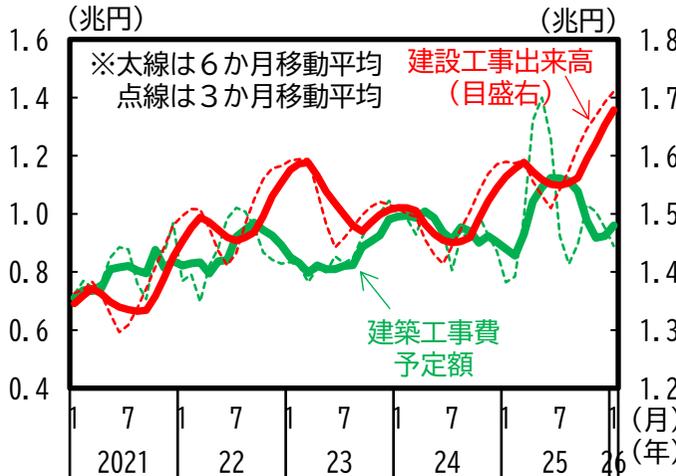
機械受注 ～持ち直しの動きがみられる～



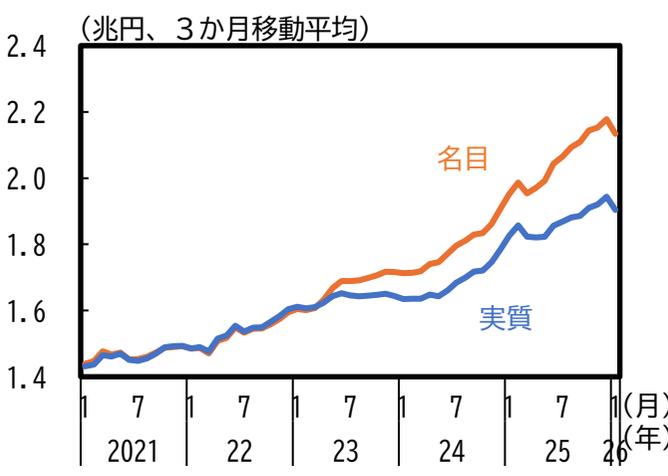
資本財総供給 ～おおむね横ばい～



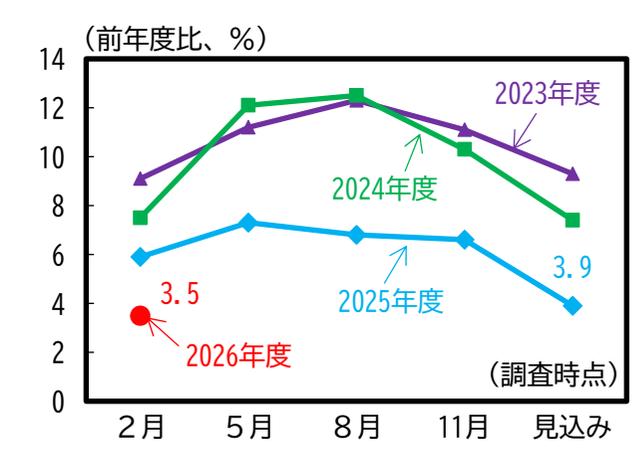
建築工事費予定額 ～おおむね横ばい～



ソフトウェア投資 ～増加している～

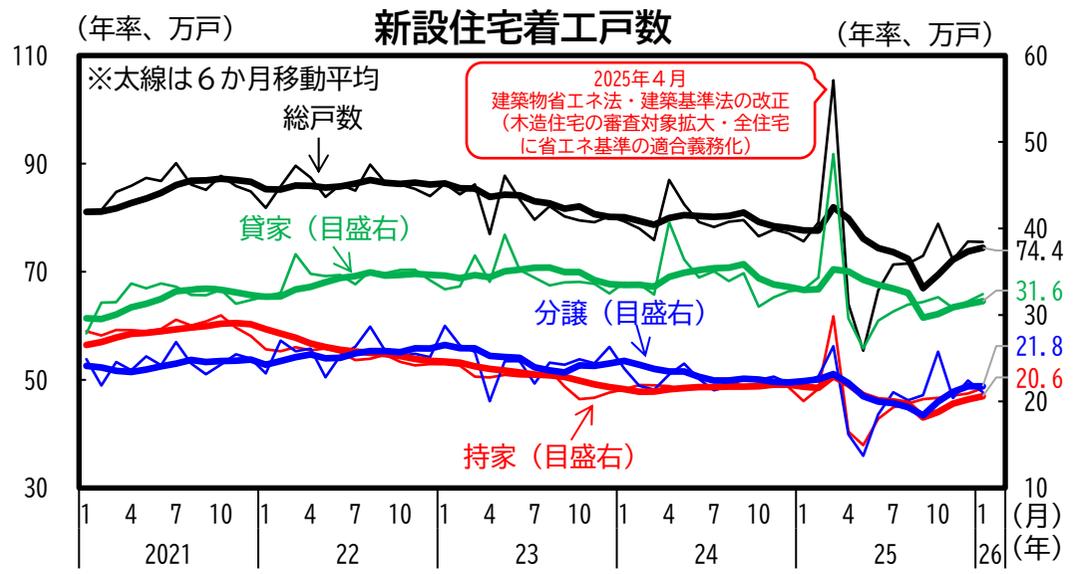


設備投資計画 (法人企業景気予測調査)

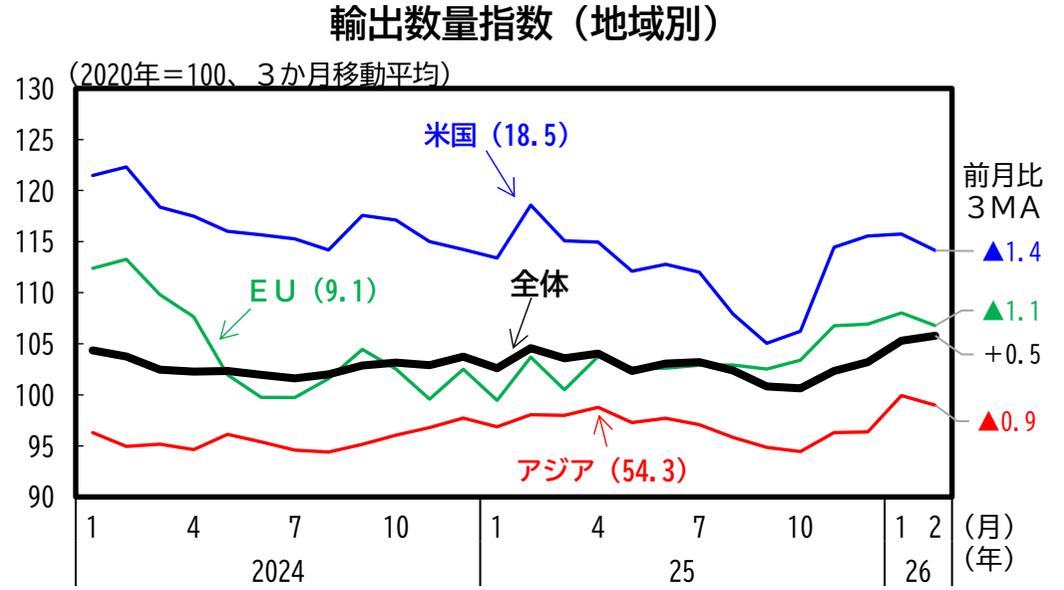


(備考) 1. 左上図、中上図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。機械受注残高のみ原数値、その他は季節調整値。非製造業は船舶・電力を除く。
 2. 右上図は、経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」により作成。
 3. 左下図は、国土交通省「建築着工統計調査」、「建設総合統計」により作成。建築工事費予定額は、民間非居住用。建設工事出来高は、民間の非住宅建設と土木の合計。ともに原数値。
 4. 中下図は、総務省「サービス産業動態統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。内閣府による季節調整値の後方3か月移動平均。実質値は、名目値を企業向けサービス価格指数(受託開発ソフトウェア(除組込み))で除して計算。2023年12月以前は、「サービス産業動態統計調査」の系列と経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」の系列を前年比伸び率で割り戻して接続させた試算値。
 5. 右下図は、内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」により作成。全規模全産業。設備投資額はソフトウェア投資額を含み、土地投資額を除く。調査時点は2026年2月15日。

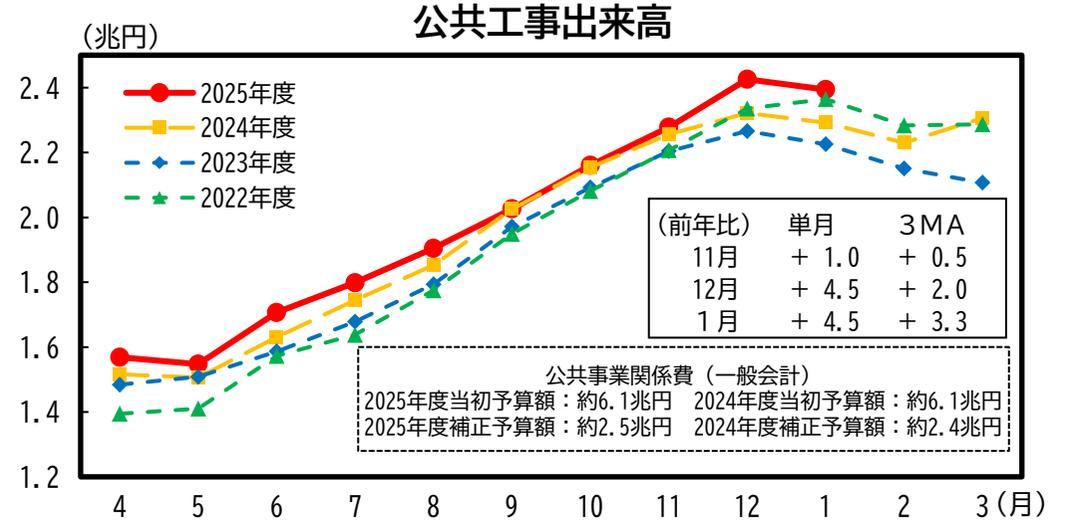
住宅建設 ~弱含んでいる~



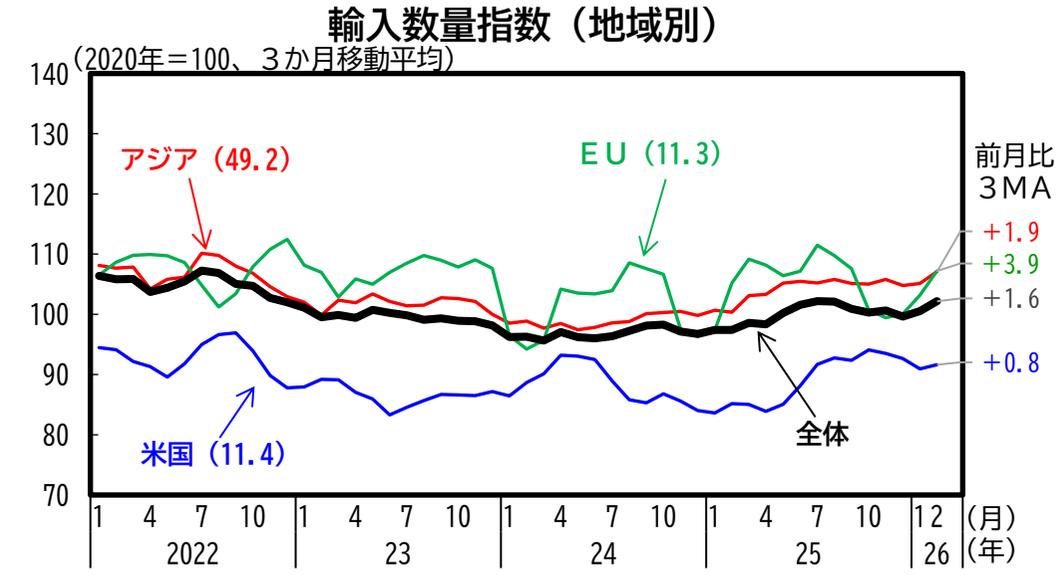
輸出 ~おおむね横ばいとなっている~



公共投資 ~底堅く推移している~



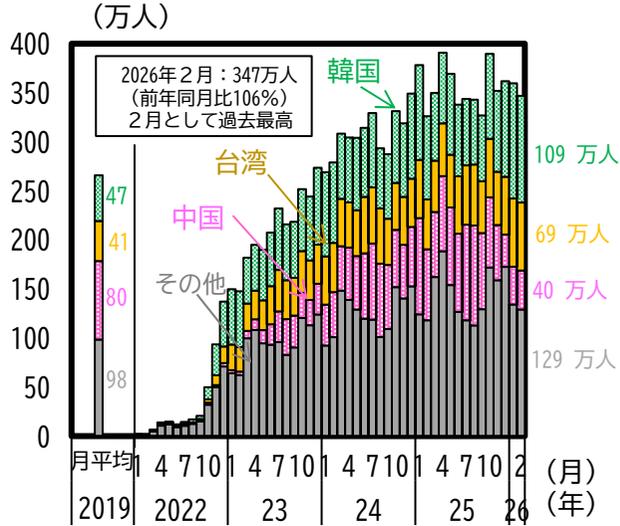
輸入 ~おおむね横ばいとなっている~



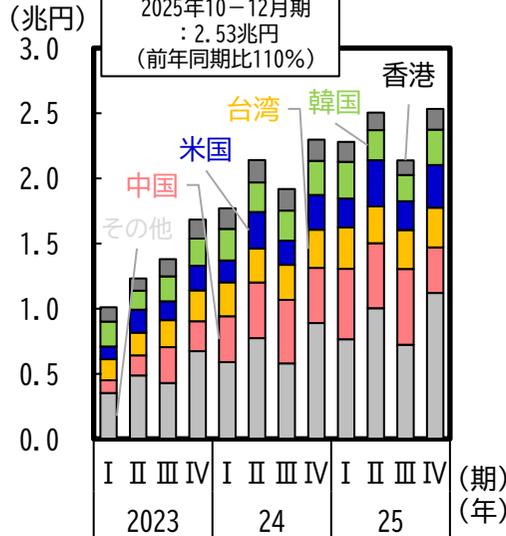
(備考) 1. 左上図は、国土交通省「住宅着工統計」により作成。季節調整値。
 2. 左下図は、国土交通省「建設総合統計」により作成。点線枠内は、財務省予算関係資料、国土交通省「公共事業の執行状況について」により作成。
 3. 右上図・右下図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。図中の () 内は、2025年の輸出・輸入金額シェア。

インバウンド

①訪日外客数



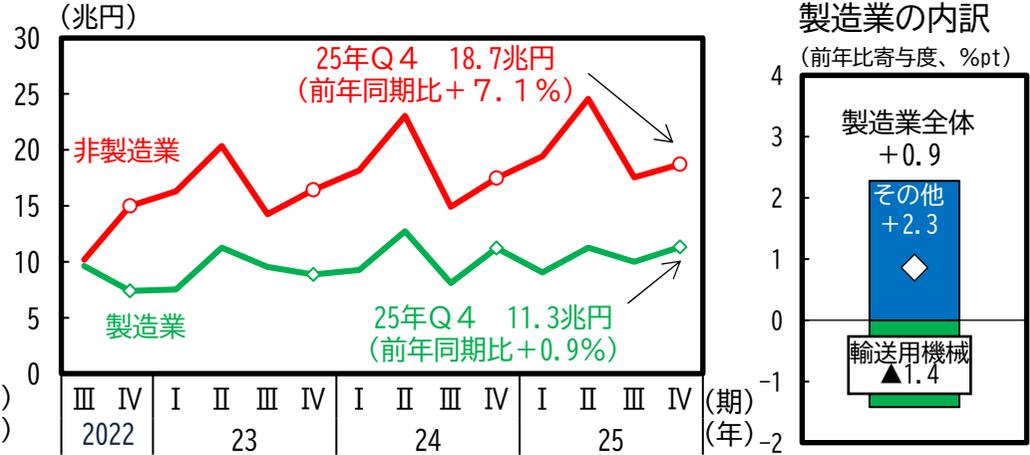
②訪日外国人消費額



企業収益

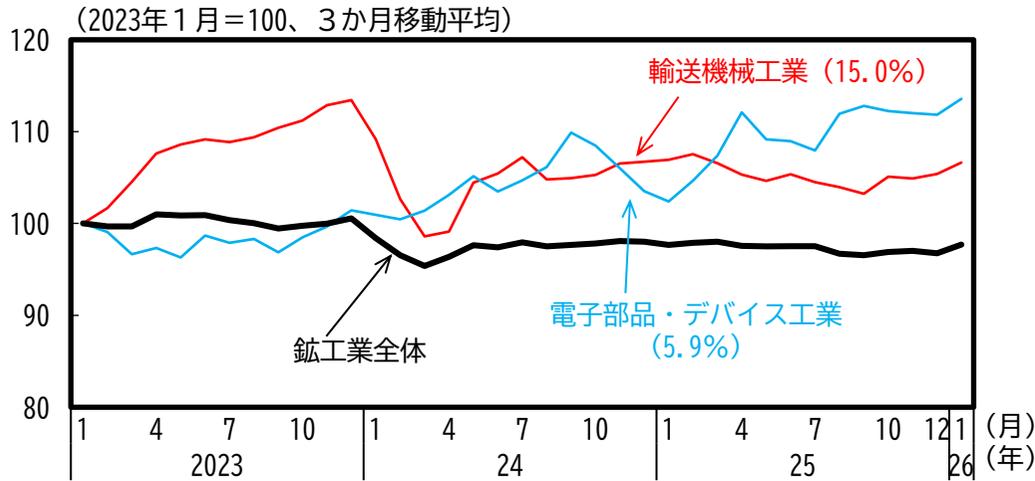
～米国の通商政策の影響が残るものの、改善の動きがみられる～

企業収益（経常利益）の動向



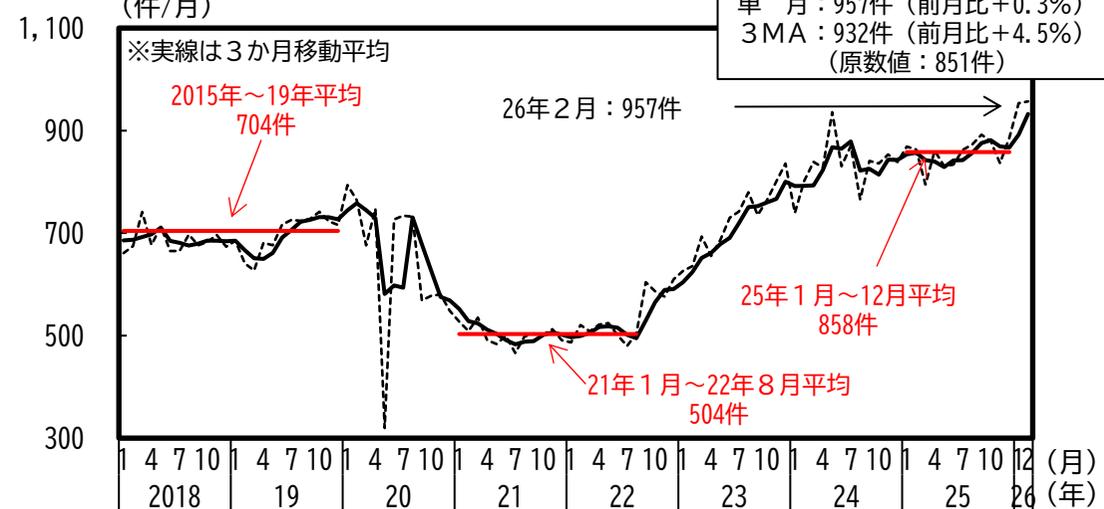
生産 ～横ばいとなっている～

鉱工業指数



倒産 ～増加がみられる～

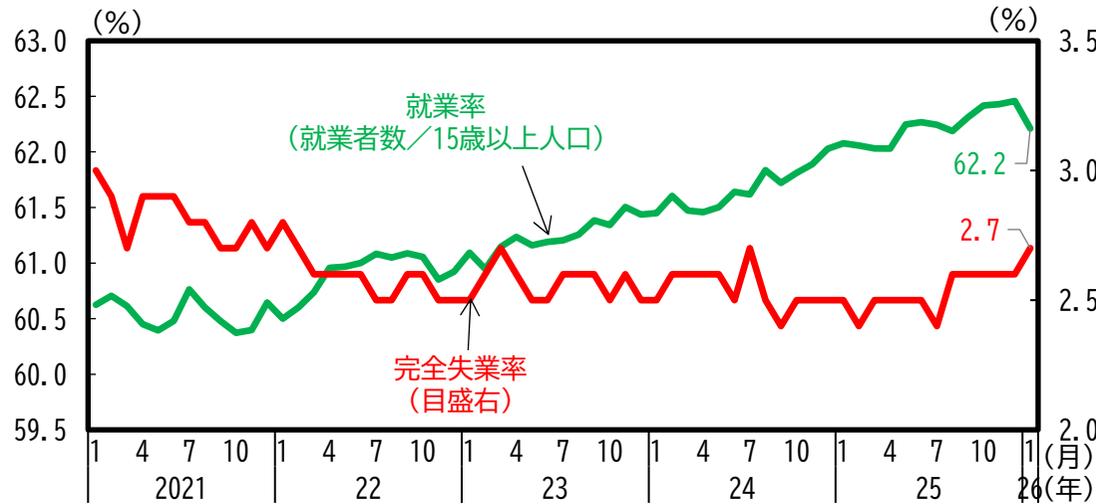
月次の倒産件数



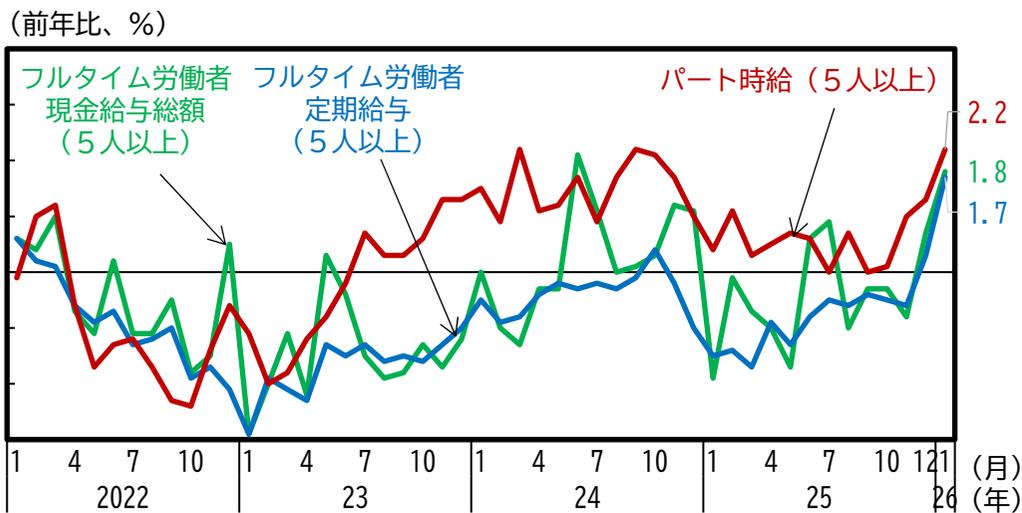
(備考) 1. 左上図は、日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」、観光庁「インバウンド消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」により作成。
2. 左下図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。()内は鉱工業生産指数の中のウェイト。
3. 右上図は、財務省「四半期別法人企業統計調査」により作成。原数値。
4. 右下図は、東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。内閣府による季節調整値。前月比は小数点第二位以下を切り捨て。

雇用情勢 ～改善の動きがみられる～

① 就業率・完全失業率

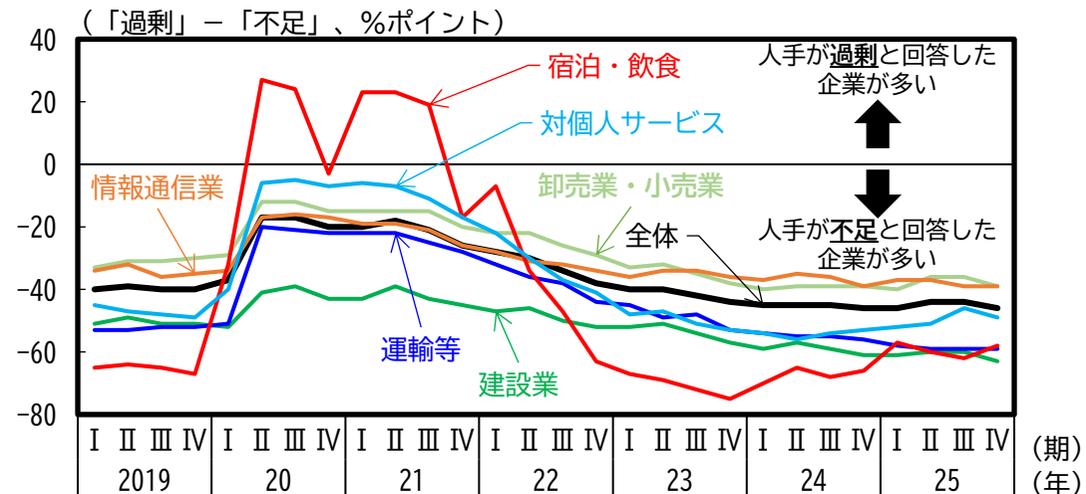


② 就業形態別の実質賃金

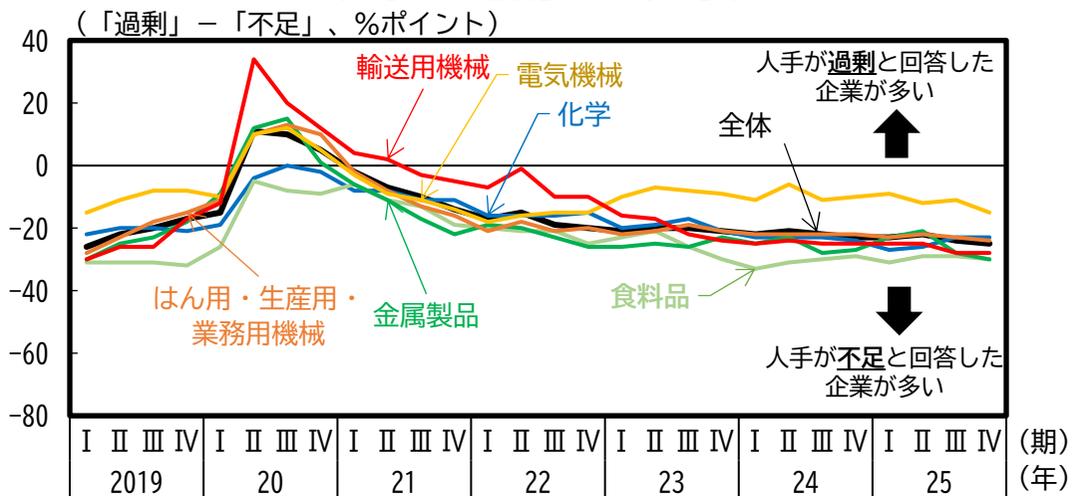


企業の人手不足感の状況

① 非製造業の産業別雇用人員判断D I
(人手が「過剰」-「不足」)

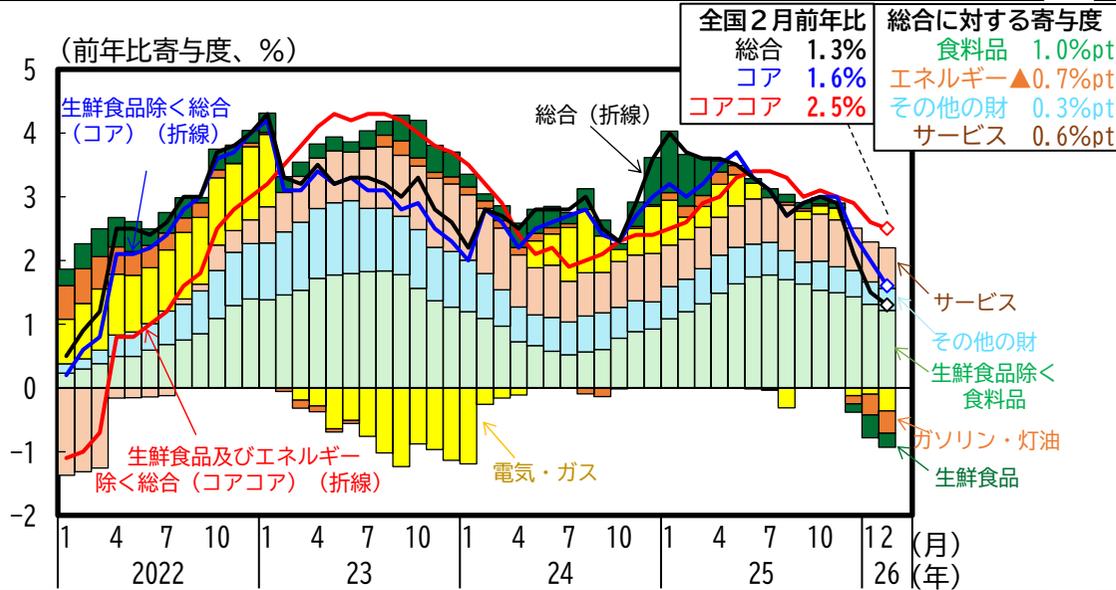


② 製造業の産業別雇用人員判断D I
(人手が「過剰」-「不足」)

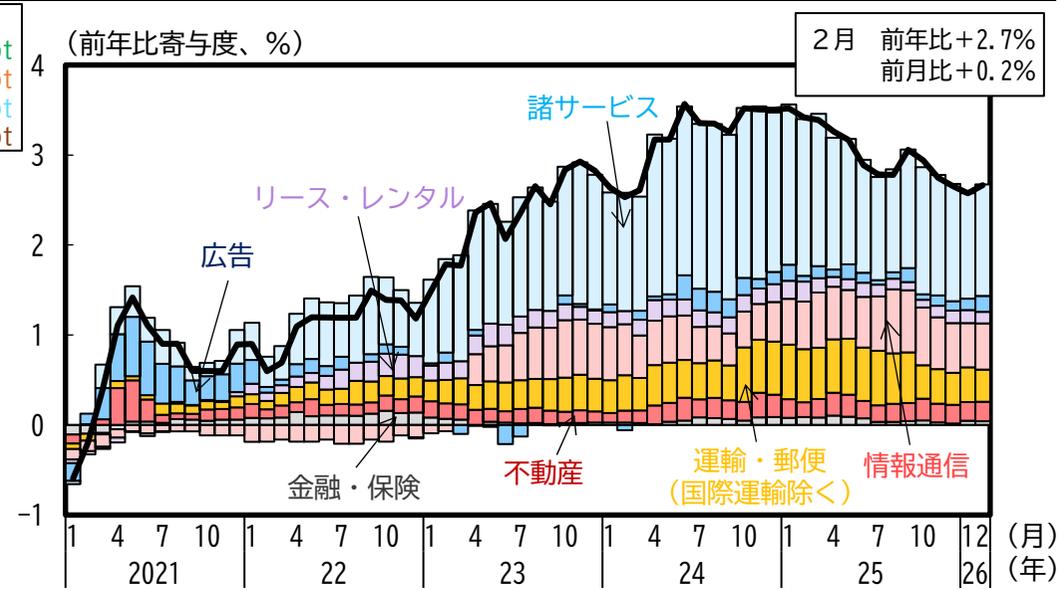


(備考) 1. 左上図は、総務省「労働力調査」により作成。季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。左下図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」及び総務省「消費者物価指数」により内閣府が計算。実質化に際しては、消費者物価(総合)を用いている。2026年1月は速報値。
2. 右図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

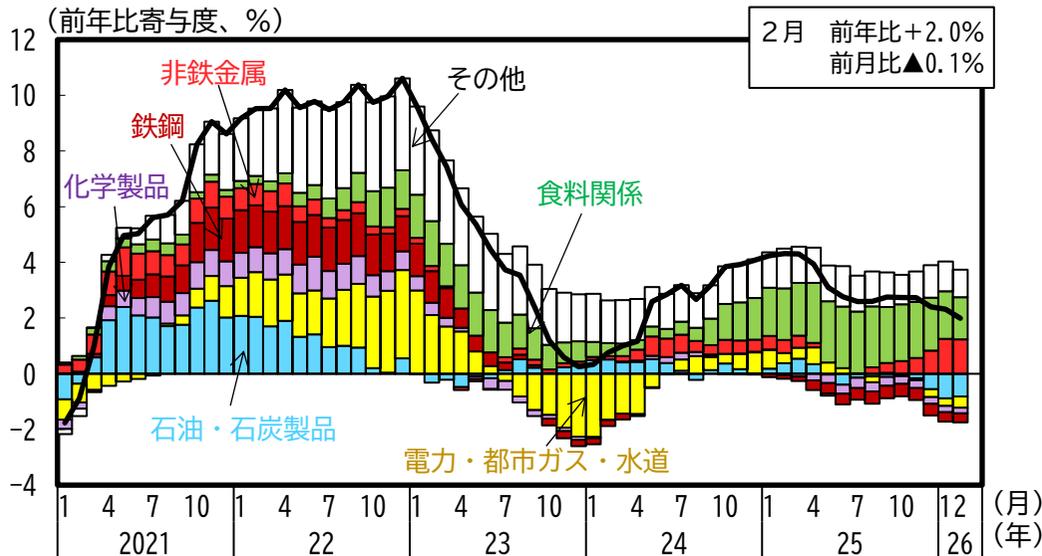
消費者物価 ~このところ緩やかに上昇している~



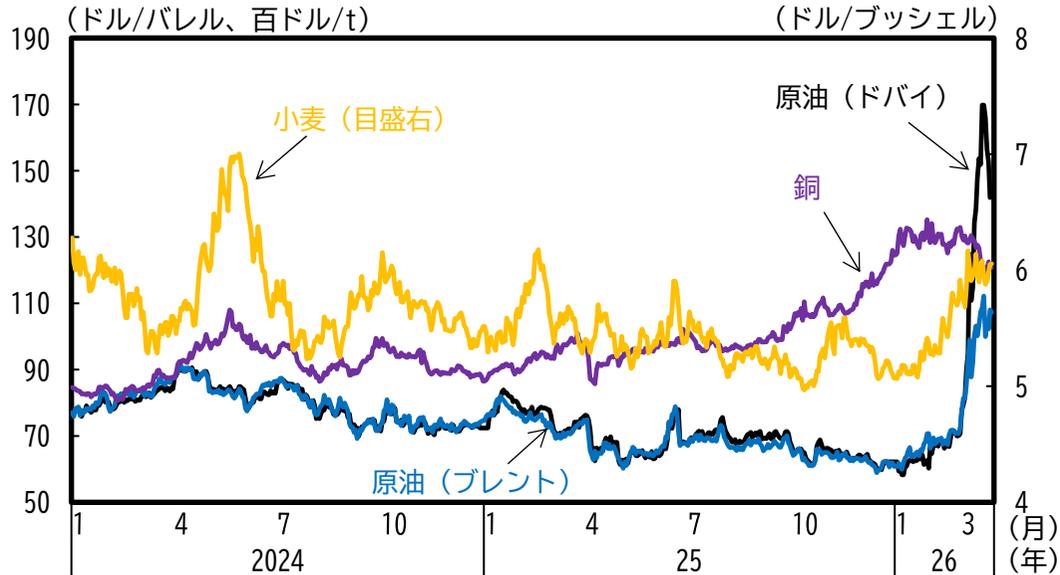
企業向けサービス価格 ~緩やかに上昇している~



国内企業物価 ~緩やかに上昇している~



国際商品市況



(備考) 1. 左上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
 2. 左下図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。前月比は、夏季電力料金調整後。
 3. 右上図は、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。国際運輸を除くベース。前月比は、内閣府による季節調整値。
 4. 右下図は、日経NEEDS、Bloombergにより作成。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断①）

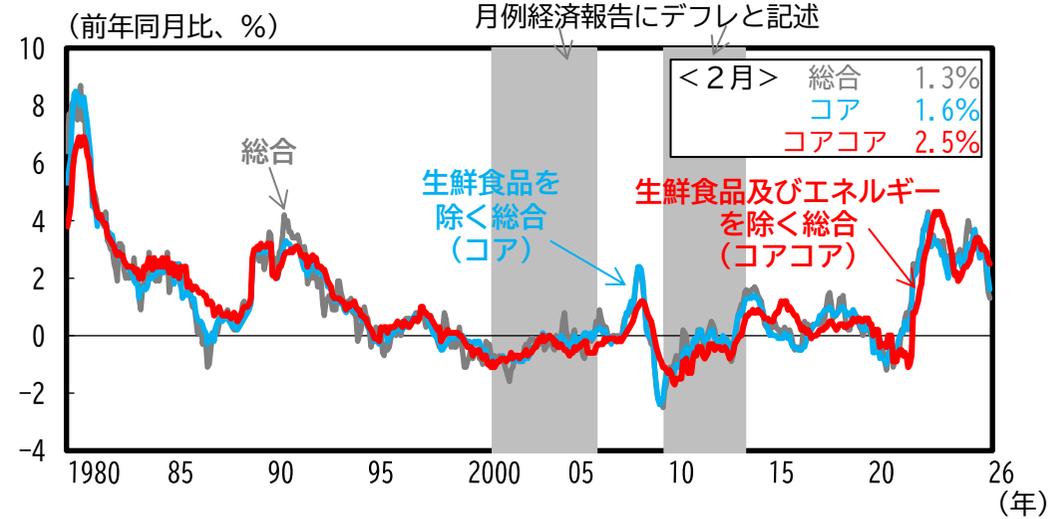
◆ デフレ脱却とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」。現在は、物価が持続的に下落するデフレの状態にない。一方、デフレに後戻りしないという状況を把握するためには、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調に加え、その背景として、GDPギャップ、単位労働費用、賃金上昇、企業の価格転嫁の動向、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など、幅広い指標を総合的に確認する必要。

デフレ脱却の定義と判断について

平成18年3月15日
参議院予算委員会への提出資料

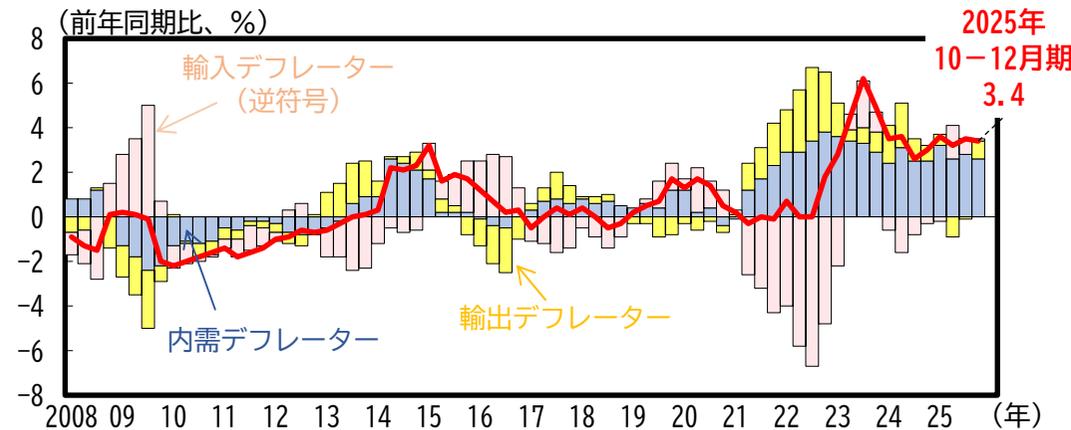
- 「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」
- その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び後戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景(注)を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。
(注)例えば、需給ギャップやユニット・レーバ・コスト(単位当たりの労働費用)といったマクロ的な物価変動要因
- したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準をお示しすることは難しく、慎重な検討を必要とする。
- デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

消費者物価上昇率（消費税率引上げの影響を除く）



GDPデフレーター上昇率

(内需デフレーター、輸出デフレーター、輸入デフレーターの寄与度)

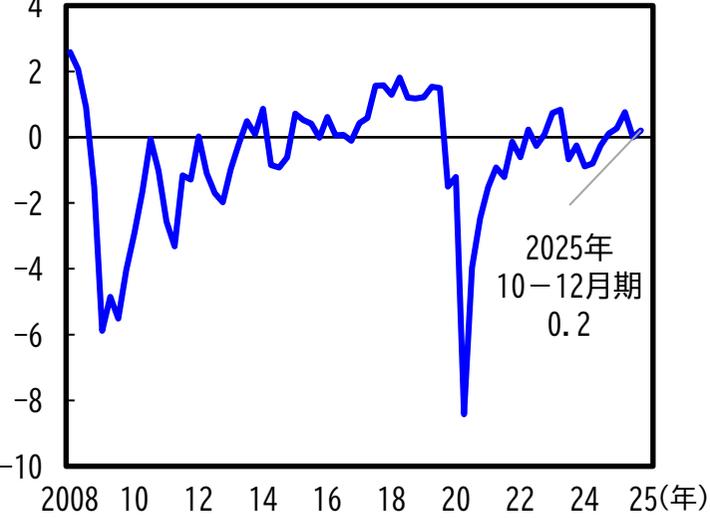


(備考) 1. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
2. 右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断②）

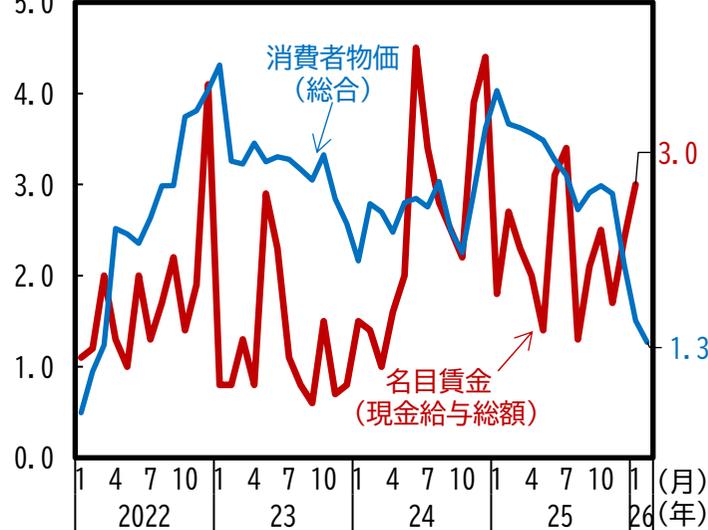
GDPギャップ

(対潜在GDP比、%)



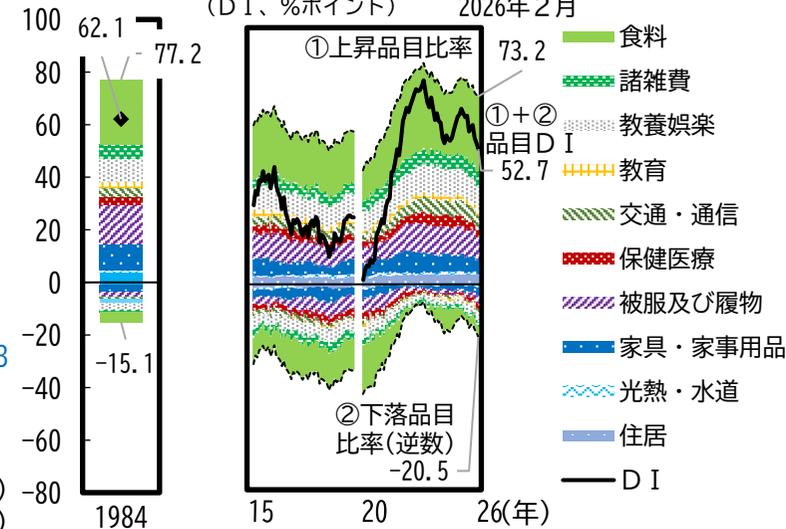
賃金上昇率と物価上昇率

(前年比、%)



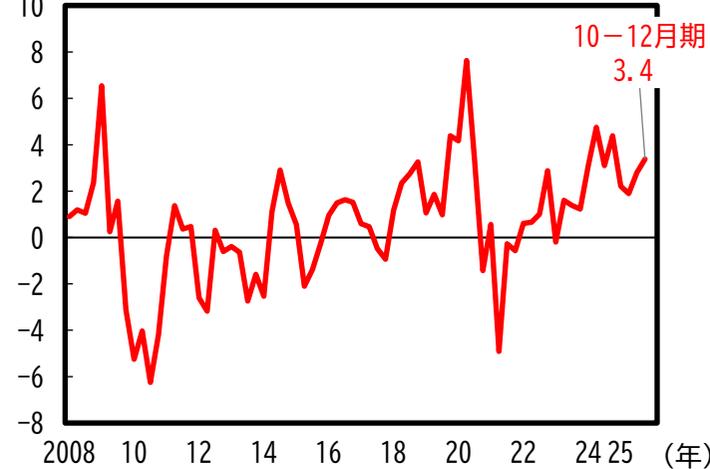
物価上昇の広がり (生鮮食品除く522品目)

(D I、%ポイント) 2026年2月



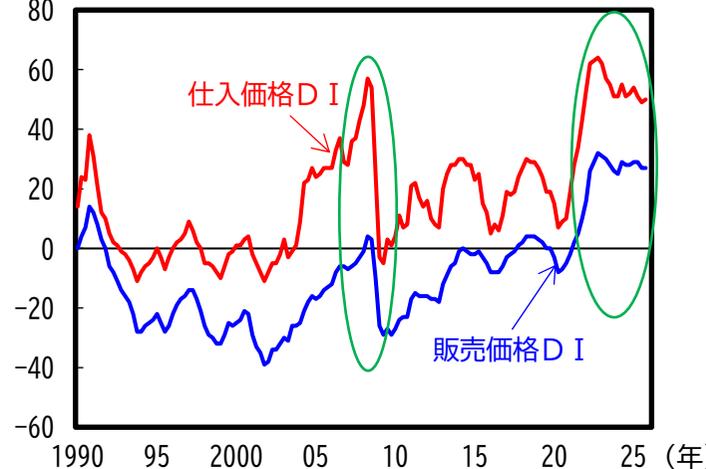
単位労働費用 (ユニット・レーバークスト)

(前年同期比、%)



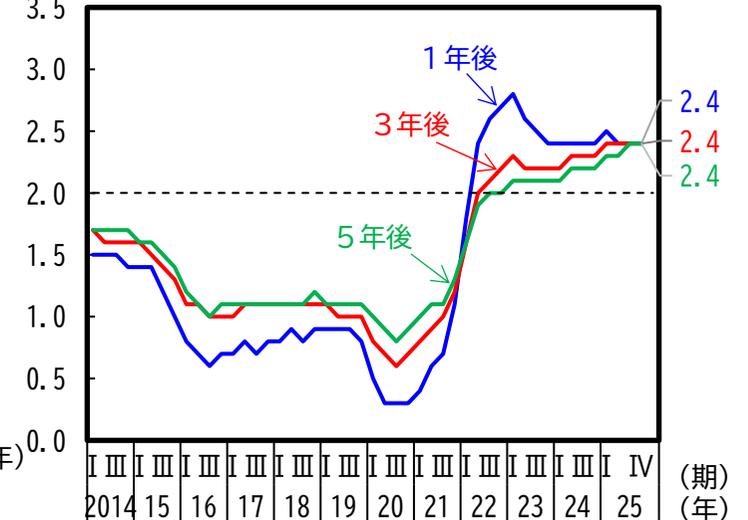
価格転嫁

(「上昇」 - 「下落」、%ポイント)



予想物価上昇率 (企業の物価見通し)

(前年比、%)



(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値。2025年10-12月期2次速報時点。

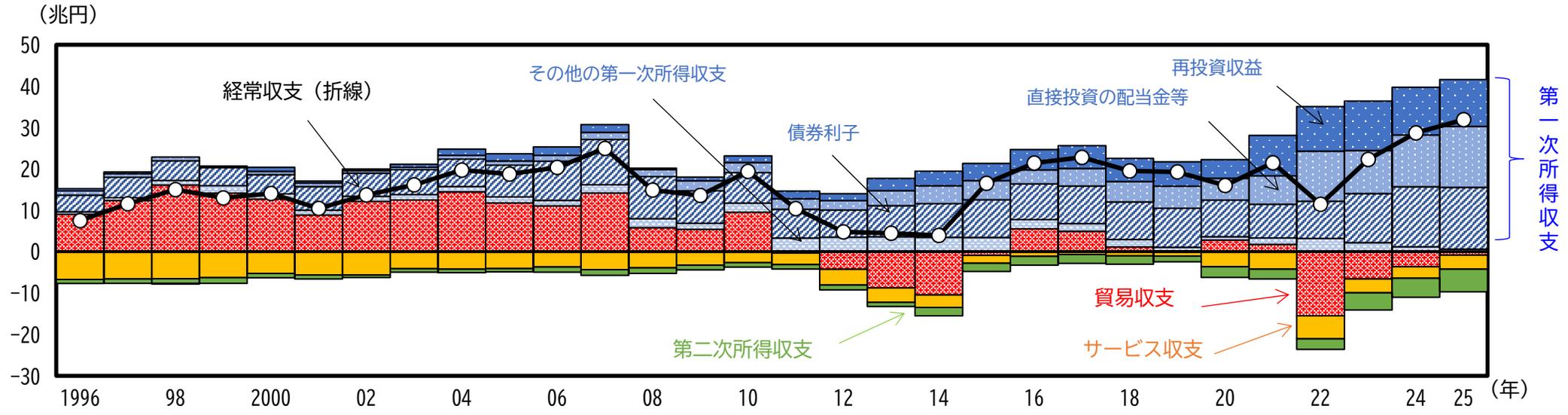
2. 左下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。単位労働費用は、名目雇用者報酬/実質GDP。

3. 中上図は、総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。2026年1月は速報値。

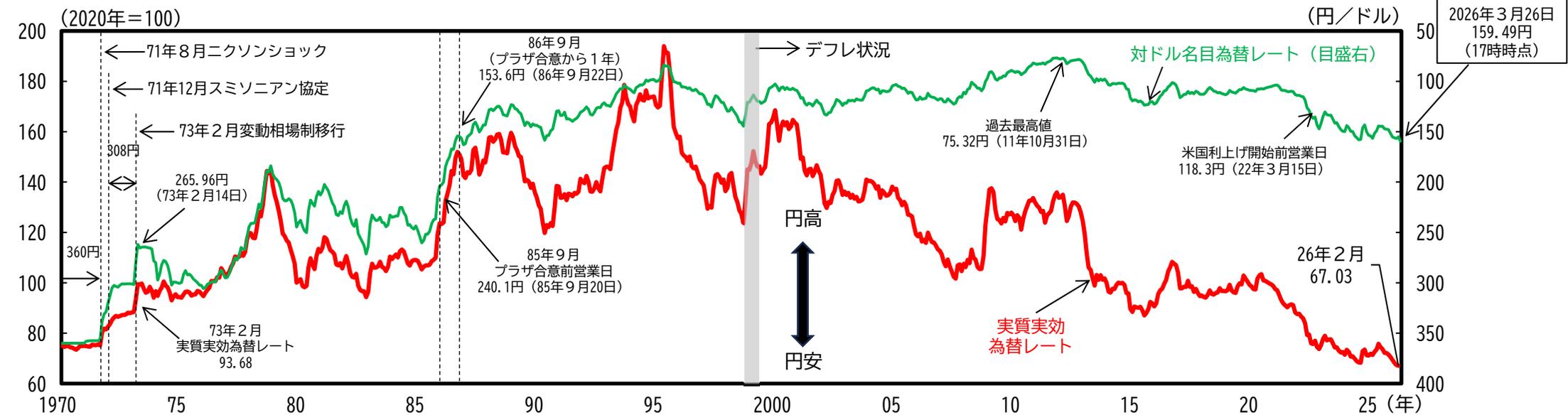
4. 中下図及び右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成 (いずれも全規模全産業)。右下図は、各年後時点における物価全般 (消費者物価指数をイメージ) の前年比の見通し。

5. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。消費税率引上げの影響があった2015年1月~3月及び2019年10月~2020年9月のデータは除いている。

経常収支の長期推移



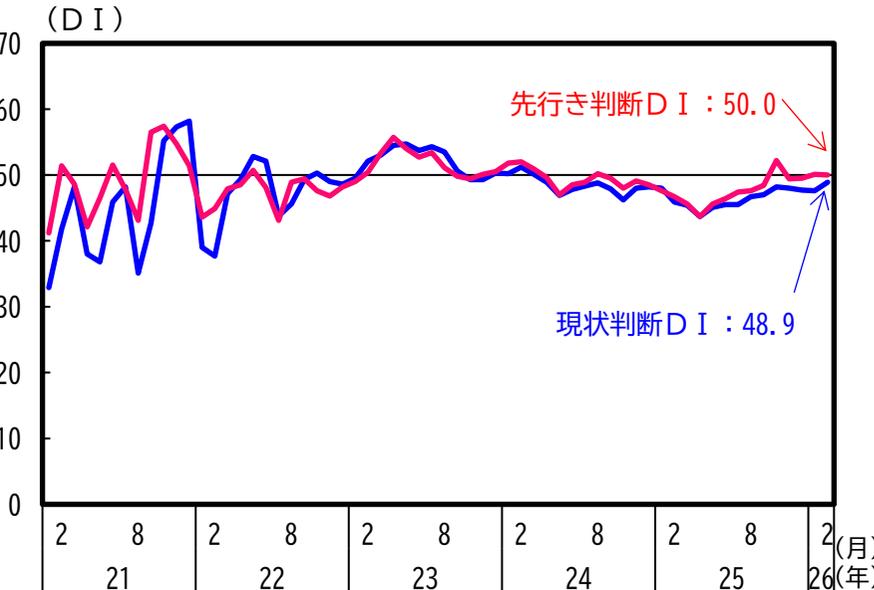
為替レートの長期推移



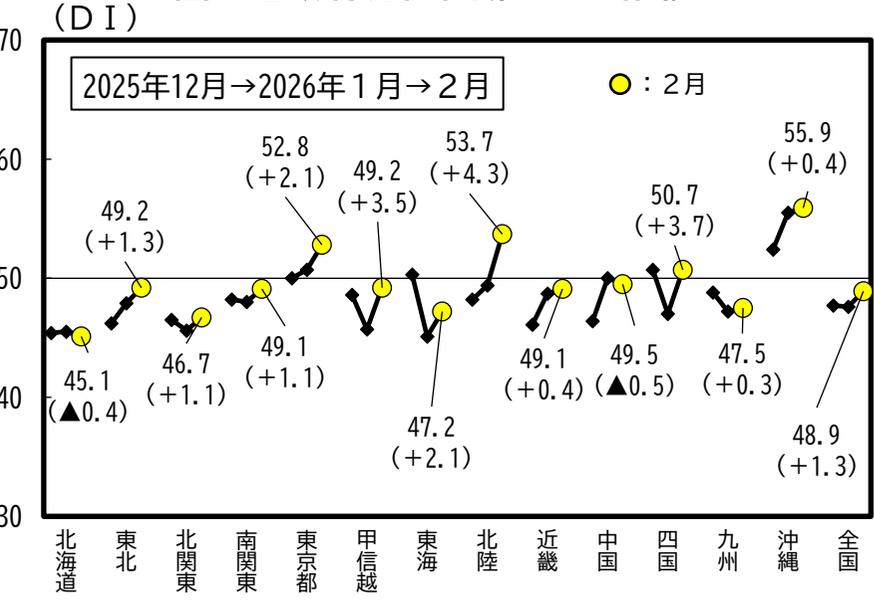
(備考) 1. 上図は、財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。
2. 下図は、日本銀行、Bloombergにより作成。対ドル名目為替レートは中心相場の月中平均。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。

3図 地域別景気判断理由の概要（現状判断、2月）

1図 現状判断D I・先行き判断D Iの推移（全国）



2図 地域別現状判断D Iの推移



地域名	プラス要因のコメント	マイナス要因のコメント
北海道	衣料関連や住宅余暇関連などの部門で、不要不急の商品の動きが良く、食料品以外で客の消費意欲が上向している様子がうかがえる。（スーパー）	今年に入ってから、売上に勢いがみられなくなっている。物価が高騰していることで、酒類の販売に影響が生じているとみられる。（一般小売店〔酒〕）
東北	以前は振り客の大半をインバウンドが占めていたが、日本人も少しずつ増え始めている。今まで抑えられていた消費が少しずつ動き出している。（観光名所）	来客数は、法人や団体の客は変わらないものの、個人客は依然減少傾向にある。（一般レストラン）
北関東	落ち着いた天候に加え、例年よりも気温が高く、外出しやすい環境になったことから、来園者数が増加している。（テーマパーク）	客の購入量が減少している。来客数は横ばいだが、無駄な買物を避けている印象で、買上点数が減っている。（住関連専門店）
南関東	館内の買い回り需要が活発となり、単品での買物だけでなく複数店舗での利用が増加している。（百貨店）	既存店の来客数減少が顕著である。物価高で、今までコンビニで気軽に購入していた物をドラッグストア等で購入する客が増えている。（コンビニ）
甲信越	少しずつ暖かくなってきたこともあり、洗車用品等メンテナンス関連商材の需要が増え、来客数が前年を超えている。（自動車備品販売店）	物価上昇で旅行代金も高騰し、来客数が減少している。特に、海外旅行は為替レートや燃料サーチャージが安定しないため、客が増えない。（旅行代理店）
東海	AI関連の投資が好調であり、特に東南アジアでの半導体関連の設備投資が盛んで勢いが衰えない。（一般機械器具製造業）	前月までと比べ来客数は減少し、価格改定による影響がみられた。購入意欲はみられるが、慎重な検討をする客が増えている。（百貨店）
北陸	1月の大雪の反動から、今月は隣県からの来客数が多く、特に後半の3連休はゴールデンウィーク並みの集客となった。（高級レストラン）	中小企業における強い人手不足感の傾向は変わらない。求人数はある程度あるものの、求職者ニーズと合致せずマッチングには至っていない状況である。（民間職業紹介機関）
近畿	今年は春節が2月であった影響もあり好調な推移となった。中国からのインバウンドは減ったものの台湾や香港、韓国等からの客でにぎわった。3連休もあり国内客の動きも順調となっている。（観光型ホテル）	今年に入り購入数量の減少が目立つ。地方の小売店や消費者への直接販売に変化しており、出張経費が増えている割に、販売量や売上は悪化している。（繊維工業）
中国	深刻な人手不足により採用意欲は非常に高く、早い段階から内定を出す企業も増えている。学生の優位性が更に高まっているとみる。（学校〔短期大学〕）	物価上昇の影響により節約志向が続いており、不要な支出を控える動きが一段と強まっている。（美容室）
四国	白物家電、エアコン、パソコンの販売台数の伸びが良く、全体的に実績が向上している。1人暮らし向け商品が増加している。（家電量販店）	単価の上昇以上に、販売点数の減少による影響が上回っているため、客単価は前年を下回っている。（スーパー）
九州	客単価が前年より5000円プラスとなった。値上げで1品単価が上がった影響もあるが、その価格に客が慣れてきている。（衣料品専門店）	インバウンドや夜間の人流の減少、同業他社の人員増加による競争激化が売上のマイナス要因として挙げられる。（タクシー運転手）
沖縄	売買物件の内覧や査定依頼が増えており、購入を前向きに検討する動きがみられることから、景気はやや上向いているとみられる。（住宅販売会社）	引き合いはあるが、見積価格と受注者希望価格に差を感じる案件が続いており、取引業者との価格調整が難航している。（建設業）

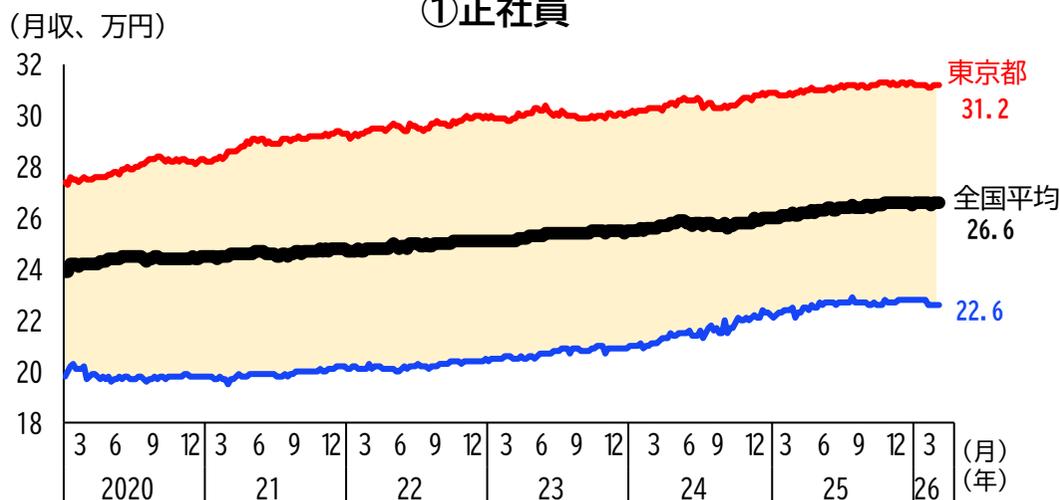
（備考）1図、2図は季節調整値。

1 図 令和7年度都道府県別最低賃金の改定及びパート・アルバイトの平均募集賃金の状況

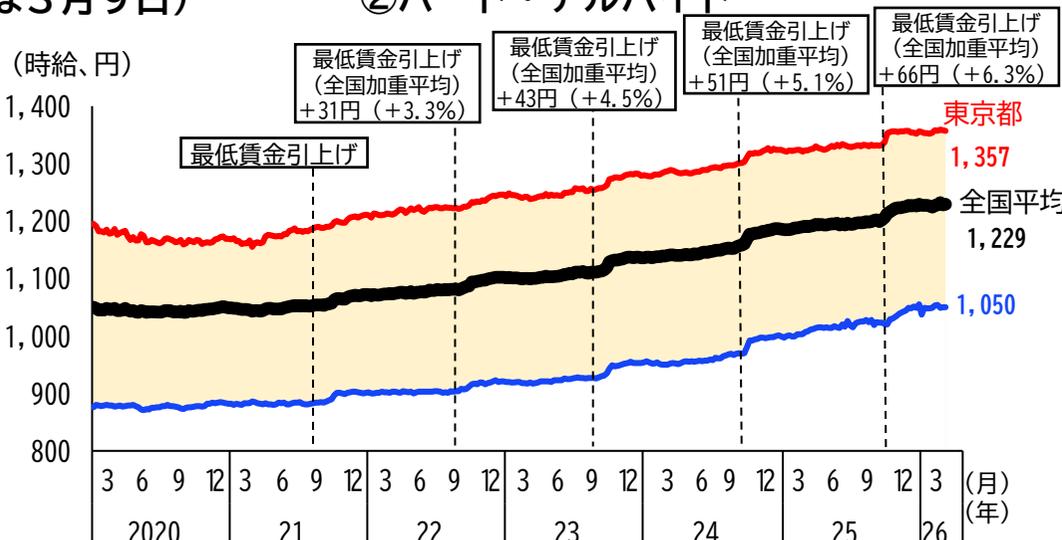
	最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金	
	引上げ後 金額	引上げ額 (率)	発効日	金額 (3/9)	上昇率*		引上げ後 金額	引上げ額 (率)	発効日	金額 (3/9)	上昇率*		引上げ後 金額	引上げ額 (率)	発効日	金額 (3/9)	上昇率*
全国	1,121円	66円 (6.26%)	-	1,229円	2.67%	富山県	1,062円	64円 (6.41%)	10月12日	1,163円	1.84%	島根県	1,033円	71円 (7.38%)	11月17日	1,124円	2.55%
北海道	1,075円	65円 (6.44%)	10月4日	1,186円	3.40%	石川県	1,054円	70円 (7.11%)	10月8日	1,142円	2.98%	岡山県	1,047円	65円 (6.62%)	12月1日	1,146円	3.71%
青森県	1,029円	76円 (7.97%)	11月21日	1,050円	2.14%	福井県	1,053円	69円 (7.01%)	10月8日	1,140円	0.80%	広島県	1,085円	65円 (6.37%)	11月1日	1,154円	2.67%
岩手県	1,031円	79円 (8.30%)	12月1日	1,134円	3.75%	山梨県	1,052円	64円 (6.48%)	12月1日	1,145円	2.05%	山口県	1,043円	64円 (6.54%)	10月16日	1,131円	2.72%
宮城県	1,038円	65円 (6.68%)	10月4日	1,166円	3.19%	長野県	1,061円	63円 (6.31%)	10月3日	1,163円	2.29%	徳島県	1,046円	66円 (6.73%)	2026年1月1日	1,149円	2.32%
秋田県	1,031円	80円 (8.41%)	2026年3月31日	1,111円	2.97%	岐阜県	1,065円	64円 (6.39%)	10月18日	1,160円	2.56%	香川県	1,036円	66円 (6.80%)	10月18日	1,150円	2.31%
山形県	1,032円	77円 (8.06%)	12月23日	1,099円	2.23%	静岡県	1,097円	63円 (6.09%)	11月1日	1,177円	2.71%	愛媛県	1,033円	77円 (8.05%)	12月1日	1,114円	2.96%
福島県	1,033円	78円 (8.17%)	2026年1月1日	1,161円	2.65%	愛知県	1,140円	63円 (5.85%)	10月18日	1,230円	1.99%	高知県	1,023円	71円 (7.46%)	12月1日	1,143円	4.29%
茨城県	1,074円	69円 (6.87%)	10月12日	1,188円	3.04%	三重県	1,087円	64円 (6.26%)	11月21日	1,174円	2.53%	福岡県	1,057円	65円 (6.55%)	11月16日	1,146円	3.43%
栃木県	1,068円	64円 (6.37%)	10月1日	1,159円	3.30%	滋賀県	1,080円	63円 (6.19%)	10月5日	1,200円	2.48%	佐賀県	1,030円	74円 (7.74%)	11月21日	1,092円	2.82%
群馬県	1,063円	78円 (7.92%)	2026年3月1日	1,142円	3.25%	京都府	1,122円	64円 (6.05%)	11月21日	1,217円	2.10%	長崎県	1,031円	78円 (8.18%)	12月1日	1,139円	2.98%
埼玉県	1,141円	63円 (5.84%)	11月1日	1,229円	3.02%	大阪府	1,177円	63円 (5.66%)	10月16日	1,311円	1.86%	熊本県	1,034円	82円 (8.61%)	2026年1月1日	1,122円	3.22%
千葉県	1,140円	64円 (5.95%)	10月3日	1,278円	2.82%	兵庫県	1,116円	64円 (6.08%)	10月4日	1,237円	2.23%	大分県	1,035円	81円 (8.49%)	2026年1月1日	1,120円	3.32%
東京都	1,226円	63円 (5.42%)	10月3日	1,357円	1.80%	奈良県	1,051円	65円 (6.59%)	11月16日	1,176円	2.35%	宮崎県	1,023円	71円 (7.46%)	11月16日	1,059円	2.52%
神奈川県	1,225円	63円 (5.42%)	10月4日	1,332円	2.46%	和歌山県	1,045円	65円 (6.63%)	11月1日	1,158円	1.67%	鹿児島県	1,026円	73円 (7.66%)	11月1日	1,110円	4.03%
新潟県	1,050円	65円 (6.60%)	10月2日	1,146円	2.23%	鳥取県	1,030円	73円 (7.63%)	10月4日	1,125円	2.74%	沖縄県	1,023円	71円 (7.46%)	12月1日	1,122円	5.85%

2 図 都道府県別募集賃金の推移 (最新週は3月9日)

① 正社員



② パート・アルバイト



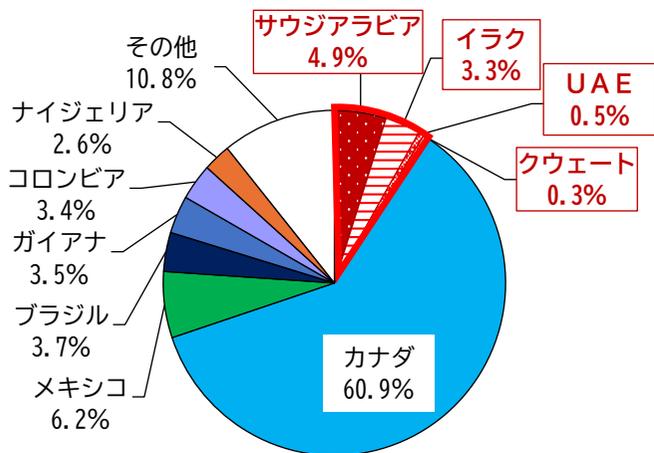
(備考) 1. 1 図は、厚生労働省、各都道府県労働局公表資料及び株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。※は各都道府県の地方最低賃金審議会における答申前から3月9日時点までの募集賃金の上昇率。
2. 2 図は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。

主要国の原油輸入先内訳

○米国

・1,403億ドル (2025年)
・対GDP比: 0.5%

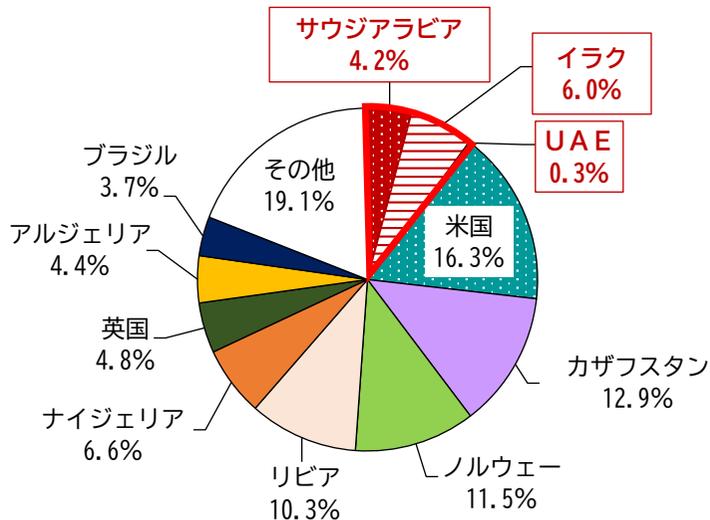
ホルムズ
海峡依存度
9.0%



○ユーロ圏

・2,028億ドル (2025年)
・対GDP比: 1.1%

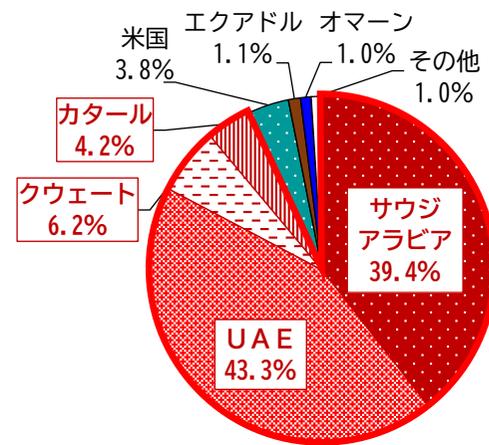
ホルムズ
海峡依存度
10.5%



○日本

・643億ドル (2025年)
・対GDP比: 1.4%

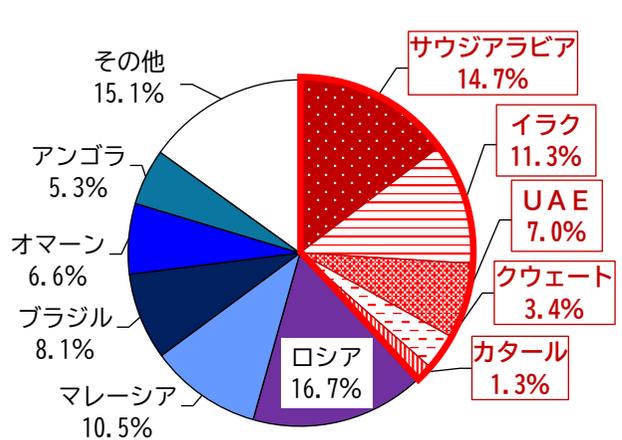
ホルムズ
海峡依存度
93.0%



○中国

・2,957億ドル (2025年)
・対GDP比: 1.5%

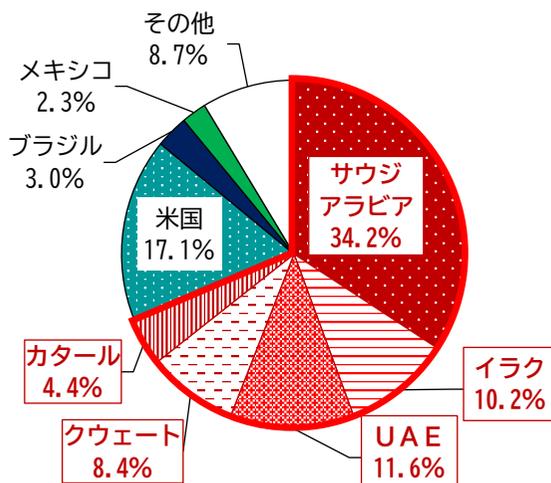
ホルムズ
海峡依存度
37.8%



○韓国

・753億ドル (2025年)
・対GDP比: 4.0%

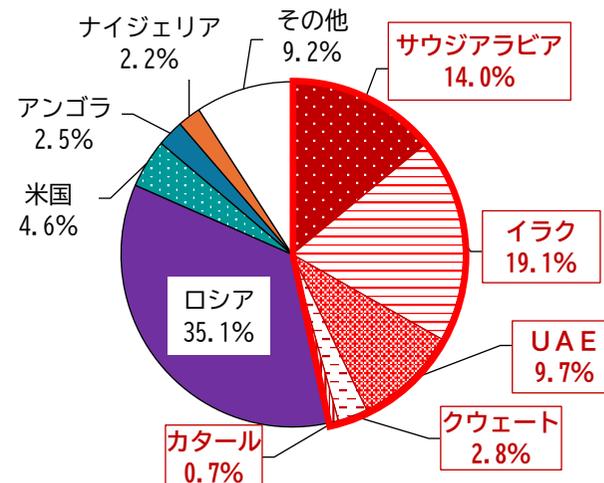
ホルムズ
海峡依存度
68.8%



○インド

・1,431億ドル (2024年度)
・対GDP比: 3.6%

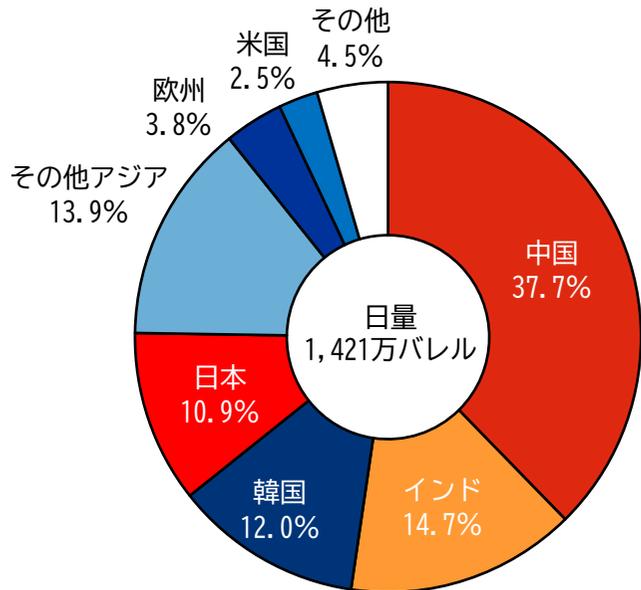
ホルムズ
海峡依存度
46.4%



(備考) 各国統計により作成。「ホルムズ海峡依存度」はサウジアラビア、イラク、アラブ首長国連邦 (UAE)、クウェート、カタールの5か国からの輸入割合。インドの年度は4月~翌年3月。

原油・天然ガス関係

2025年1－3月期にホルムズ海峡を通過した原油の需要国

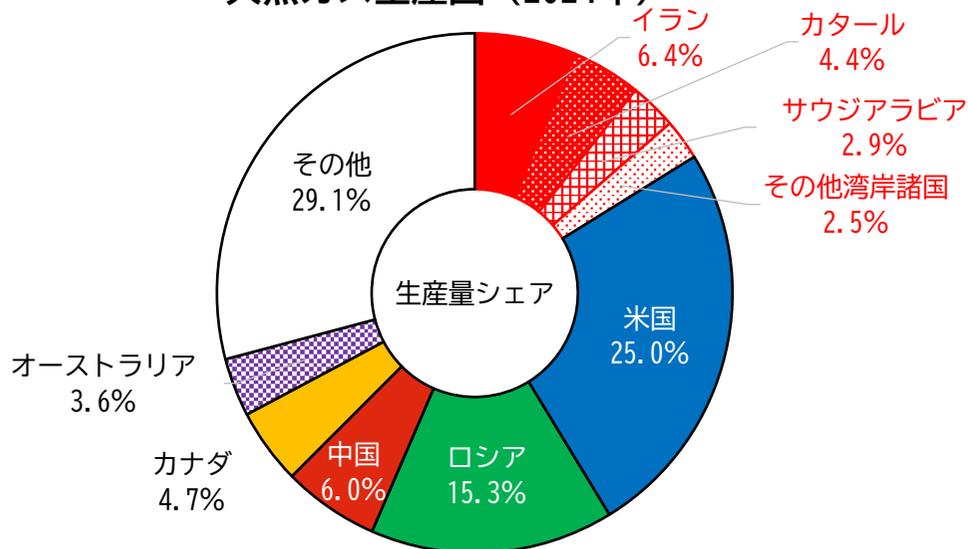


天然ガスの輸送形態別貿易量 (2024年)

(10億m³)

天然ガス (LNG)		生産国 (輸出国)					総輸入
		米国	カタール	豪州	ロシア	その他	
需要国 (輸入国)	欧州	60.7	14.6	0	21.4	36.8	133.5
	アジア						
	太平洋	38.7	85.2	106.8	22.6	122.2	375.5
	(中)	(5.8)	(25.2)	(35.8)	(11.4)	(27.0)	(105.2)
	(日)	(8.6)	(3.9)	(34.2)	(7.7)	(34.6)	(89.0)
	(韓)	(7.8)	(12.2)	(15.6)	(2.9)	(25.1)	(63.6)
	(印)	(7.3)	(15.3)	(0.2)	0	(15.1)	(37.9)
その他	15.8	7.1	0	0.3	11.9	35.1	
総輸出		115.2	106.9	106.8	44.3	170.9	544.1

天然ガス生産国 (2024年)



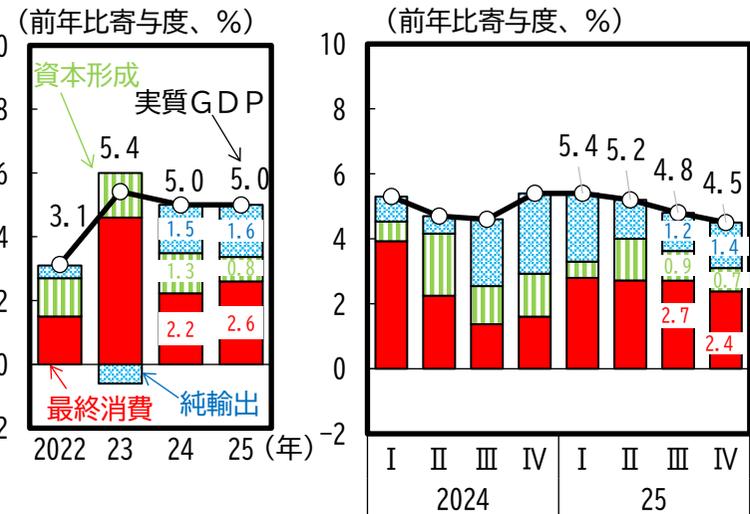
(10億m³)

天然ガス (パイプライン)		生産国 (輸出国)					総輸入
		ノルウェー	ロシア	米国	カナダ	その他	
需要国 (輸入国)	米国	0	0	0	87.6	0.1	87.7
	欧州	118.7	51.4	0	0	61.9	232.0
	(EU)	(87.3)	(27.2)	0	0	(42.7)	(157.2)
	アジア						
	太平洋	0	26.7	0	0	55.8	82.5
	(中)	0	(26.7)	0	0	(44.6)	(71.3)
その他	0	30.1	91.0	0	70.0	191.1	
総輸出		118.7	108.2	91.0	87.6	187.8	593.3

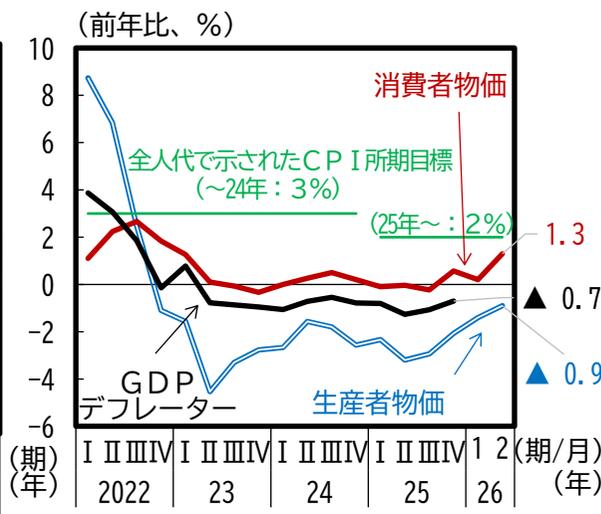
(備考) 1. 左上図は、米国エネルギー情報局により作成。
2. 左下図、右表は、Energy Institutelにより作成。右表の () 内は内数。

中国経済 ～景気は緩やかに減速している～

実質GDP成長率



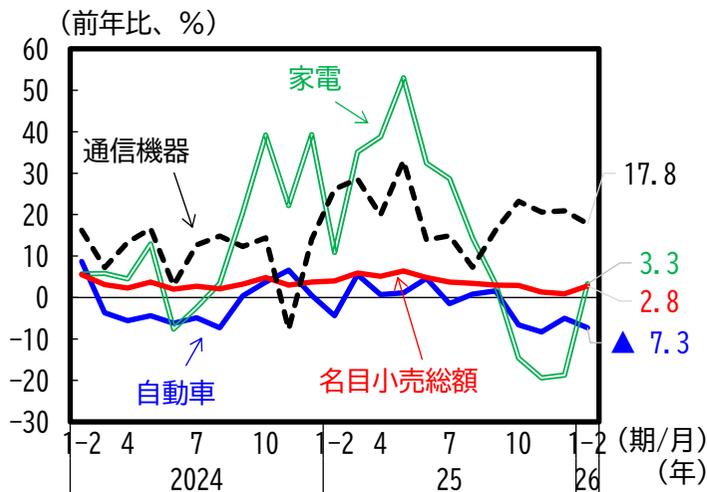
物価



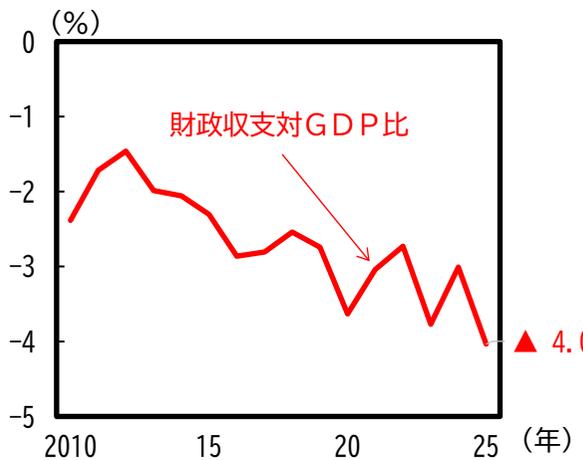
全国人民代表大会 (3/5~12)
～2026年政府活動報告(主な目標・政策方針)～

- 現状認識
 - ・国内経済は供給過多と需要不足との矛盾
- 2026年の経済政策の主要目標
 - 実質GDP成長率：4.5～5%
 - （昨年の5%前後から目標を引き下げたものの、実際の取組においてよりよい結果が得られるよう努めるとしている。
 - ※当局は潜在成長力とも整合すると説明
 - CPI上昇率：2%程度（目標維持）
- 2026年の経済政策の方針
 - ・「引き続きより積極的な財政政策」
 - 財政赤字対GDP比は4%程度（目標維持）
 - 超長期特別国債の1.3兆元発行（昨年と同額）
 - 地方特別債の4.4兆元発行（昨年と同額）
 - ・「引き続き適度に緩和的な金融政策」
 - 預金準備率や金利の引下げなど様々な政策手段を活用
- 重点的取組
 - ・強大な国内市場の整備
 - 超長期特別国債を使用した消費財買換え支援（昨年から500億元減額の2,500億元）、インバウンド消費環境整備
 - ・新たな原動力の育成・強化を加速
 - 超長期特別国債を使用した大規模設備更新
 - ・重点分野のリスク防止・解消
 - 不動産市場の安定化、地方政府の債務リスク解消
- 第15次五カ年計画(2026～2030年)の主要目標
 - ・GDPの伸び率を合理的な範囲内に保つ上で、年度ごとの状況に応じて設定。
 - ・2035年までに1人当たりGDPを2020年比で2倍 等

名目小売

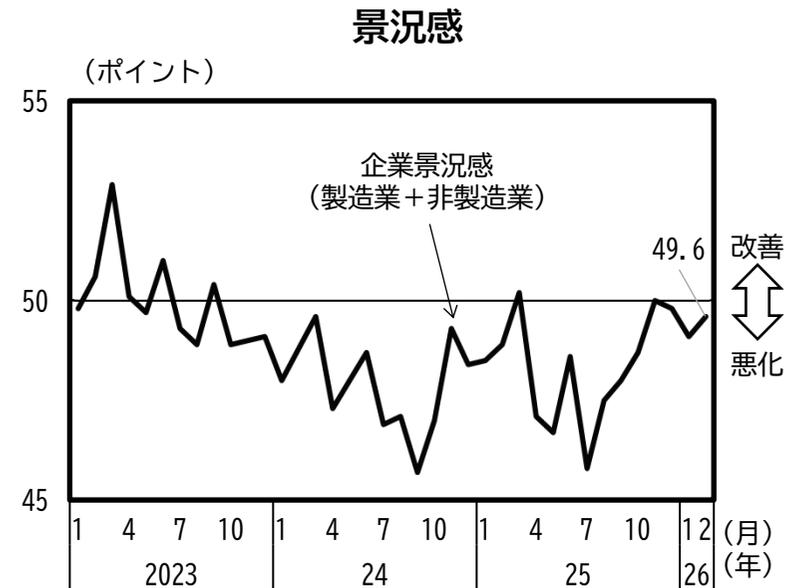
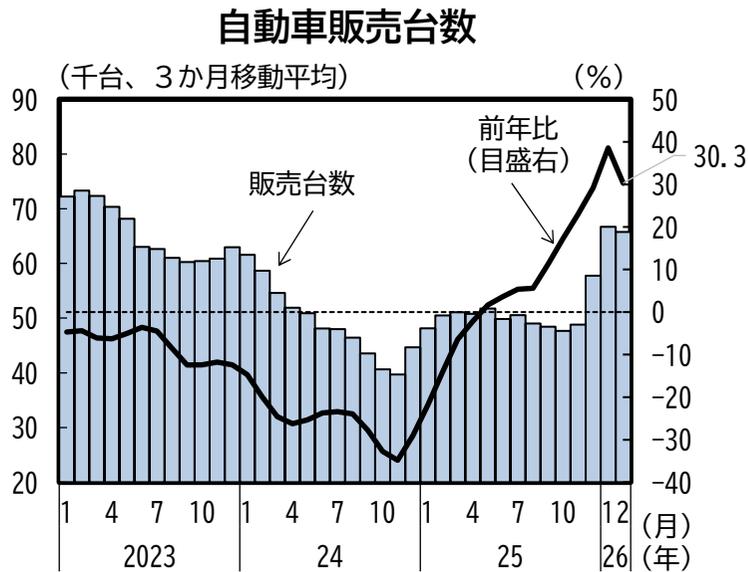
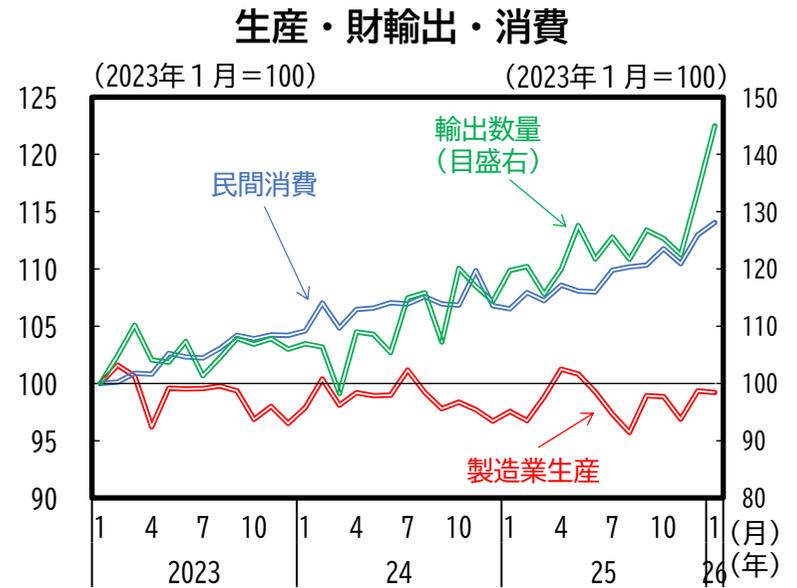
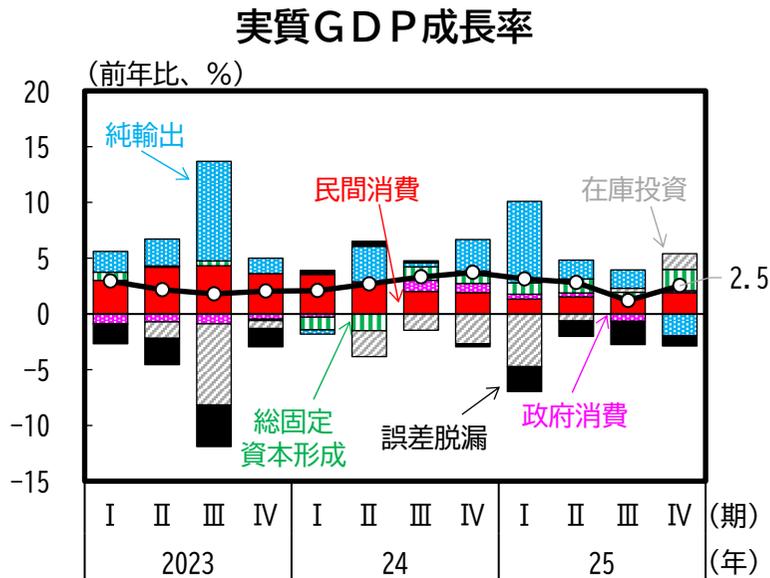


財政収支対GDP比



(備考) 1. 左上図、左下図、中央上図は、中国国家统计局により作成。中央下図は、中国国家统计局、中国财政部により作成。
2. 右表は、新華社により作成。

タイ経済 ～景気は持ち直しの動きがみられる～



(備考) 1. 左上図は、タイ国家経済社会開発委員会により作成。左下図は、タイ工業連盟により作成。
2. 右上図は、タイ工業省、タイ中央銀行により作成。季節調整値。右下図は、タイ中央銀行により作成。

米連邦最高裁の違法判決（2月20日）を受けた米国通商政策の動向（概要）

関税措置の根拠法	主な内容	発動された主な措置	違法判決後の動向
I E E P A （国際緊急経済権限法）	米国の国家安全保障、外交政策、または経済に対する、異例かつ重大な脅威があり、大統領が「緊急事態宣言」を表明した場合、当該脅威に対処する権限を付与（貿易の制限など）。 ※条文上「関税引上げ」の権限は明記されていない。	違法薬物等を理由とする追加関税 （中国、カナダ、メキシコ）	米連邦最高裁が 2月20日に 違法判決 （判事9名中6名が支持） ↓ 2月24日～ 相互関税等の 徴収停止
		相互関税	
		インド、ブラジルへの追加関税	
1962年通商拡大法 232条	特定製品の輸入が米国の国家安全保障を脅かす場合、関税引上げ等の措置を実施する権限を付与。	品目別関税 （自動車など）	（継続）
1974年通商法 122条	巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、最大15%の追加関税措置などを150日間実施可能。	一時的な代替関税措置	2月24日～発動（150日間） 10%の追加関税（※）
1974年通商法 301条	他国の不公正な貿易慣行等に対処するため、関税引上げ等の措置を実施する権限を付与。	—	今後の関税措置導入に向けた調査を指示

〔2月21日、トランプ大統領が自身のSNSで15%への引上げを表明。〕

一時的な代替関税措置の概要（2月24日発動）

- 追加関税率：**10%**
- 期 間：**2月24日～7月24日（150日間）**
（※議会の承認があれば適用期間の延長可能。）
- 対象外品目：
 - ・特定の重要鉱物、通貨や地金に使用される金属
 - ・エネルギー、同製品
 - ・米国で入手不可能な天然資源及び肥料
 - ・特定の農産物（牛肉など）
 - ・医薬品（原材料含む）
 - ・特定の電子機器
 - ・自動車（同部品含む）
 - ・現在または将来品目別関税の対象となる品目
 - ・USMCAの原産地規則を満たすカナダ、メキシコからの輸入品など

通商法301条に基づく調査の概要（現在調査中）

	（1）過剰生産能力に関する調査	（2）強制労働産品に関する調査
調査対象	各国・地域の製造業における構造的な過剰生産能力等に関する政策や慣行など	強制労働によって生産された商品の輸入禁止の実施不備に関する政策や慣行など
対象国・地域	日本、中国、EU、タイ、韓国、ベトナム、台湾、インド、メキシコ等 （計16か国・地域）	日本、中国、EU、タイ、韓国、ベトナム、台湾、インド、メキシコ、カナダ、英国等（計60か国・地域）
予定	・3月11日 調査及び協議の開始を発表 ・～4月15日まで パブリックコメントの募集 ・5月5日～公聴会を開催	・3月12日 調査及び協議の開始を発表 ・～4月15日まで パブリックコメントの募集 ・4月28日～公聴会を開催

主要国・地域別の追加関税率

主な品目別の追加関税率

国・地域	違法判決前 (%)	現在 (%)
日本	15 (※1)	10
EU	15 (※1)	
英国	10	
中国	20	
台湾	20 (※2)	
韓国	15 (※1)	
インド	25	
ブラジル	50	
メキシコ	25	
カナダ	35	

品目	発動日 (2025年)	追加関税率 (%)
自動車・同部品	完成車 4月3日 同部品 5月3日	25 (※1)
鉄鋼・アルミニウム ・同派生品	3月12日	50
銅の半製品 ・同派生品	8月1日	50
木材	10月14日	10
木材派生品		25 (※2)
中型・大型 トラック・同部品	11月1日	25 (※3)
バス		10 (※3)

～3月6日、赤澤経済産業大臣がラトニック米商務長官と会談～

（米国による新たな関税措置に関して、以下の点を改めて申し入れ）

- 通商法122条に基づく関税について、日本の扱いが昨年の日米間の合意より不利にならないようにすること。
- 米側が示唆している、通商法122条に基づく関税の15%への引上げは、日本を対象としないこと。
- 米側が今後検討すると発信している、通商法301条に基づく措置についても、昨年の日米間の合意より不利にならないようにすること。
- 昨年の日米間の合意以上の追加的な措置を日本に対して求めないこと。

(※1) 既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課されていた。
（いわゆる「上乗せなし（Non-stacking）」）

(※2) 2026年2月12日、米台間で相互貿易協定署名。
相互関税率が20%から15%（既存の関税率を含む）に引き下げられる予定であった。

(※1) 日本、EU、韓国、英国、USMCAの原産地規則等の例外あり。
日本、EU、韓国は15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ。
（適用開始時期…日本：2025/9/16～、EU：2025/8/1～（遡及適用）、韓国：2025/11/1～（遡及適用））

(※2) 日本、EU、韓国（11月14日から遡及適用）は15%（既存の関税率を含む）。英国は10%。

(※3) USMCAの原産地規則等の例外あり。

(備考) 1. 全ての表は、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。
2. 右表には既に関税が発動済の主な品目を掲載。これらの品目以外に医薬品、航空機・同部品等について安全保障を理由とした調査が実施されている。

大統領令 (2025/2/10署名)

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、**3月12日以降**、鉄鋼・アルミニウムの輸入に一律で**25%の追加関税**を課す。課税を免除する既存の例外措置は全て失効。→**3月12日、実際に発動。例外措置はなし。**
- 4月2日、ビールと空のアルミニウム缶を、アルミニウム派生品として関税対象に追加 (**4月4日から発動**)。
- 6月3日署名の大統領令において、6月4日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に対する追加関税率を25%から50%に引上げ。**
ただし、英国からの輸入品に対する追加関税率は25%で維持。
- 6月16日、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を、鉄鋼派生品として関税対象に追加 (**6月23日から発動**)。
- 8月15日、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として関税対象に追加 (**8月18日から発動**)。
- 【カナダの対抗措置】
- 3月12日、カナダ政府は、3月13日から米国から輸入される鉄鋼、アルミニウム製品及びその他の財合計298億カナダドル分に対して25%の追加関税を課すことを発表 (3月13日発動)。
- 3月13日、カナダ政府は、WTOに提訴。
- 【EUの対抗措置】
- 3月12日、欧州委員会は、EU域内への米国からの輸入品に対して2段階のアプローチに基づき対抗措置を発動することを発表。
①第一次トランプ政権時代の既存の米国への対抗措置 (バーボン、オートバイ等への追加関税措置、2021年から一時停止) を4月1日に再導入。→3月20日、4月中旬に延期することを発表。
②米国からEUへの輸出品に対する新たな対抗措置パッケージを準備。4月中旬までに発効予定。
- 4月9日、欧州委員会は、4月15日から対抗措置を発動することを発表。
→4月10日、対抗措置の発動を90日間延期することを発表。
→4月14日、対抗措置の発動延期を7月14日までとする旨発表。
→7月14日、対抗措置の発動延期を8月6日までとする旨発表。
→8月5日、対抗措置の発動延期を継続する旨発表。
- **日本の対米輸出**：鉄鋼約3,027億円 (日本の対米輸出の1.4%)、アルミニウム約246億円 (0.1%)、派生品約1.6兆円 (7.7%)
※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リストから計算すると米国向け全体の6.0%
(うち派生品4.75% (3月12日時点) →4.75% (4月4日から追加) →4.77% (6月23日から追加))

鉄鋼・アルミニウム

大統領令 (2025/4/29署名)

- 複数の関税が同一の品目に重複して適用されることを回避するための手続きを定める (3月4日まで遡及して適用)。
- ①自動車関税の対象品目は、②対カナダ・メキシコ関税及び③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。
- ②対カナダ・メキシコ関税の対象品目は、③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。
- ③鉄鋼、アルミニウムの両方の関税が適用される要件を満たしている品目については、両方の関税の対象となる。

関税品目の重複適用の回避

(備考) ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
() 内は、2024年の日本から米国への財輸出全体 (約21兆円) に占めるシェア。
日本の対米輸出額については、6月23日までに発動された関税対象品目に基づいて算出した値。

大統領令（2025/3/26署名）

自動車

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、自動車（完成車（乗用車、小型トラック））の輸入については**4月3日以降**、自動車部品の輸入については**5月3日以降**、**25%の追加関税**を課す。ただし、USMCAの対象となる自動車（完成車）については、米国外部分（その価値全体から米国内で取得、完全に生産又は実質的変更が加えられた価値を除いた部分）のみが追加関税の対象となるとしている。また、USMCAの対象となる自動車部品については、米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでは、追加関税の対象とならないこととしている。
- **4月29日署名**の大統領令により、米国内で組み立てられた自動車に要した部品への関税を減免する制度が設けられた。指定期間内に組み立てられた自動車のメーカー希望小売価格の合計額（A）のうち、下記の一定割合分に相当する還付金が申請可能に。
 - ・ 3.75%（=（A）×15%×追加関税率25%）（2025年4月3日～2026年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象）
 - ・ 2.50%（=（A）×10%×追加関税率25%）（2026年5月1日～2027年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象）
 ※還付金は、自動車製造者の自動車部品関税負担額の総額を上限とする。
- **10月17日署名**の大統領令により、上記の自動車部品関税の減免措置について、適用期間が2030年まで延長。
 - ・ **3.75%**（=（A）×**15%**×追加関税率25%）（**2025年4月5日～2030年4月30日**までの期間に組み立てられたものが対象）
- 【国・地域ごとの特例】
- 日本・EU・韓国は、追加関税率25%を**15%（既存の2.5%の関税率を含む）**に**引下げ**（既存の関税率が15%以上の品目には追加関税を課さない）。適用時期は以下のとおり。
 - ・ 日本：**9月16日**～（9月4日署名の大統領令で決定）
 - ・ EU：**8月1日**～（9月25日付官報で公示。遡及適用）
 - ・ 韓国：**11月1日**～（12月4日付官報で公示。遡及適用）
- 【カナダの対抗措置】
- 4月3日、カナダのカーニー首相は対抗措置として、米国から輸入されるUSMCAの対象とならない自動車（完成車）及びUSMCAの対象となる自動車（完成車）のうちカナダ・メキシコ外部分に25%の関税を課すことを発表（4月9日発動）。
- **日本の対米輸出**：自動車約6兆円（日本の対米輸出の28.3%）、自動車部品約1.2兆円（5.8%）、車両用エンジン及び同部品約3,762億円（1.8%）
- ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リスト（4月3日付官報で公示）から計算すると、自動車・同部品は米国向け全体の38.1%（うち自動車（完成車）27.2%、「自動車部品」と位置付けられているもの（エンジンやリチウムイオン電池等も含む）10.9%）

大統領令（2025/7/30署名）

銅

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、**銅の半製品及び銅派生品の輸入**について、**8月1日以降**、**50%の追加関税**を課す。なお、当面の間、精錬銅は適用対象外。
- **日本の対米輸出**：銅の半製品及び銅派生品約663億円（0.3%）

木材・同派生品

大統領令（2025/9/29署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、木材・同派生品の輸入について、10月14日以降、以下の追加関税をそれぞれ課す。
 - ・木材及び製材：10%
 - ・布張りの木材製品（カウチ、ソファ、椅子など）：25%（2027年1月1日以降、30%に引上げ予定）
 - ・キッチンキャビネット、洗面化粧台及び同部品：25%（2027年1月1日以降、50%に引上げ予定）
 - ただし、英国、EU、日本、韓国については、米国との合意を踏まえた例外規定が設けられている。
 - ・英国：10%
 - ・EU・日本・韓国：15%（既存の関税率を含む）（※韓国は11月14日以降分から適用（12月4日付官報で公示。遡及適用））
- 日本の対米輸出：木材・同派生品約35億円（0.02%）

中型・大型トラック

大統領令（2025/10/17署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、中型・大型トラック・同部品の輸入について、11月1日以降、25%の追加関税を課す。また、バスの輸入については、10%の追加関税を課す。
 - 米国内で組み立てられた中型・大型トラックに要した部品への関税を減免する制度が、自動車と同様に設けられた。指定期間内に組み立てられた車両の価値（A）のうち、下記の一定割合分に相当する還付金が申請可能に。
 - ・3.75%（=（A）×15%×追加関税率25%）（2025年11月1日～2030年10月31日までの期間に組み立てられたものが対象）
 - USMCAの適用対象となる中型・大型トラックについては、米国外部分に対してのみ関税が適用される。
 - 鉄鋼・アルミニウム、自動車・同部品、銅、木材に対する品目別関税と重複しない。
- 日本の対米輸出：中型・大型トラック約1,190億円（0.6%）（※同部品を除く）

半導体

大統領令（2026/1/14署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、特定の仕様を満たす先端半導体の輸入について、1月15日以降、25%の追加関税を課す。
 - ※ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合は、追加関税の対象外に。
 - ・輸入される半導体が、米国内において、次のいずれかの用途で用いられる場合。
 - …データセンターでの使用、修理・交換、研究開発、スタートアップ企業による使用、非データセンター向け民生用途、公共部門での使用
 - ・商務長官が、米国内のサプライチェーン強化または米国内での半導体等の製造能力強化に寄与すると判断した場合。
 - ※追加関税の対象となった半導体については、他の品目別関税、相互関税及びカナダ・メキシコに対する追加関税措置は適用されない。
- 商務長官及び米国通商代表（USTR）は、半導体等の輸入に伴う安全保障上の脅威に対処するため諸外国との交渉を実施・継続し、その交渉状況を90日以内に大統領に報告。
 - 当該報告を踏まえ、大統領は半導体、半導体製造装置及びその派生品への広範な関税賦課について検討。

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
 ()内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

参考 米国の通商政策の動向関連（品目別④）

（日本時間 3月27日時点）

医薬品	<p>官報（2025/4/16付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月7日までパブリックコメントを受付。 □ 日本の対米輸出：医薬品約4,115億円（1.9%）
	<p>大統領令（2025/4/15署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、重要鉱物等（レアアース、重要鉱物の加工品・派生品を含む）の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①米国の国家安全保障に脅威を及ぼすか否かの判断や、②追加関税等の措置の提言を含めた報告書を大統領に提出。 <p>官報（2025/4/25付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、重要鉱物等の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。 <p>大統領令（2026/1/14署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務長官及びUSTRに対して、重要鉱物等の輸入に関する国家安全保障上の脅威に対処するため、今後、貿易相手国との協議を進めるよう指示。 ● 商務長官及びUSTRは、協議の状況または結果について、180日以内に大統領に報告。
重要鉱物	<p>官報（2025/5/13付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、民間航空機、ジェットエンジン、同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、6月3日までパブリックコメントを受付。
民間航空機	<p>官報（2025/7/16付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、ポリシリコンと無人航空機システム（ドローン等）の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、8月6日までパブリックコメントを受付。
ポリシリコン・無人航空機システム	<p>官報（2025/8/25付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、風力タービン・同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、9月9日までパブリックコメントを受付。
風力タービン	<p>官報（2025/9/26付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、個人用防護具（PPE）、医療消耗品及び医療機器の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。
医療用品・医療機器	<p>官報（2025/9/26付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、産業機械の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。
産業機械	

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

相互関税等

大統領令（2025/4/2署名）

- 国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、以下の措置を講ずる。
 - 全ての国に対して、10%の関税を課す（4月5日～）。
 - 日本を含む57か国・地域に対して、別途定めた追加関税を課す（4月9日～）。
 - 4月9日署名及び7月7日署名の大統領令をもって、8月1日まで中国を除いて発動一時停止。停止期間中は一律10%の追加関税。
 - 7月31日署名の大統領令で、各国・地域別の関税率が改定。8月7日から適用。迂回輸出と判断された輸入品には40%の追加関税。

<関税対象外品目>

- 【4月2日署名大統領令】カナダ・メキシコ産品、現在または将来品目別関税の対象となる品目、その他指定された品目。（鉄鋼・アルミ製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）
- 【4月11日署名大統領令】対象外品目のうち「半導体」の定義を明確化（4月5日から遡及して適用）。（スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ、SSD、電子集積回路等）
- 【9月5日署名大統領令】特定の水酸化アルミニウム、樹脂等を削除。金関連製品、特定の重要鉱物、医薬品等を追加（9月8日から適用）。各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目を公表。（特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品）
- 【11月14日署名大統領令】特定の農産品（コーヒー、バナナ、牛肉等）を追加（11月13日から適用）。

<主要国・地域別にみたIEEPAに基づく追加関税率の推移>

- 【日本（※）】 24%→10%（4月10日～8月1日）→15%（8月7日～）
- 【EU（※）】 20%→10%（4月10日～8月1日）→15%（8月7日～）
- 【英国】 10%
- 【中国】 10%（2月4日～）→20%（3月4日～）→54%（4月9日～）→104%（4月9日～）→145%（4月10日～）→30%（5月14日～）→20%（11月10日～）
 うち相互関税率（34%）（84%）（125%）（10%）（10%）
 …上段は、「違法薬物等を理由とする追加関税率」と「相互関税率」の合計。
 …5月14日以降の相互関税率は、34%のうち10%のみを発動。
- 【台湾（※）】 32%→10%（4月10日～8月1日）→20%（8月7日～）→15%（2026年2月12日に相互貿易協定署名。具体的な適用開始時期は未定。）
- 【韓国（※）】 25%→10%（4月10日～8月1日）→15%（8月7日～）
- 【インド】 26%→10%（4月10日～8月1日）→25%（8月7日～）→50%（8月27日～。ロシア産原油の輸入を理由に25%追加。）
 →18%（2026年2月2日、相互関税率を25%から18%に引き下げることで合意。具体的な適用開始時期未定。ロシア産原油の輸入を理由とする追加関税率25%は2月7日に撤廃。）
- 【ブラジル】 10%→50%（8月6日～。オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、40%追加（農産品、航空機部品等は適用除外））
- 【カナダ】 25%（3月4日～）→35%（8月1日～）
- 【メキシコ】 25%（3月4日～）
 …カナダ、メキシコには違法薬物等を理由とする追加関税率が課され、相互関税については適用除外。

（※）既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目は15%に。（適用開始時期…EU：8月7日～。日本：8月7日～（遡及適用）。韓国：11月14日～（遡及適用）。）

大統領令（2026/2/20署名）

- 2月20日に米連邦最高裁がIEEPAに基づく関税措置に対して違法判決を下したことを受けて、相互関税等の徴収停止を決定（2月24日～）。